

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を 改正する法律（令和2年著作権法改正）について（解説）

I. はじめに

第201回国会に提出された「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に成立し、同月12日に令和2年法律第48号として公布された。同法は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、インターネット上において違法な著作物等の流通が広がっていると同時に、著作物等の利用の態様が多様化していることを踏まえ、海賊版対策の強化をはじめとする適切な権利保護のための措置や、権利制限規定の拡充をはじめとする公正な利用の円滑化のための措置を講ずるものである。

主な改正内容は、（1）インターネット上の海賊版対策の強化として、①リーチサイト対策及び②侵害コンテンツのダウンロード違法化、（2）その他の改正事項として、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、④行政手続に係る権利制限規定の整備、⑤著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、⑥著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、⑦アクセスコントロールに関する保護の強化及び⑧プログラムの著作物に係る登録制度の整備の計8点である。

なお、以下の解説において法第○条とあるのは著作権法（昭和45年法律第48号）の条項を、プログラム登録特例法第○条とあるのは、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）の条項を、それぞれ示す。

II. 改正の経緯

今般の改正は、他法令の改正等に伴う規定の整備を除けば、柔軟な権利制限規定の創設等を内容とする著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）による改正以来の改正である。今般の改正の中心となるインターネット上の海賊版対策の強化に係る検討の経緯等は、以下のとおりである。その他の改正事項に関する検討の経緯等については、文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）を参照されたい。

1. 法案の提出見送りに至るまでの検討の経緯

(1) 知的財産戦略本部で検討

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上の海賊版による被害が深刻さを増してきており、以前から海賊版による被害が顕著であった音楽・映像の分野に加え、漫画等に関して、巨大海賊版サイトに多くのインターネットユーザーのアクセスが集中し、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売上げが激減するなど、権利者の利益が著しく損なわれる事態となっていた。

こうした状況を受け、平成30年4月に知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」¹が決定され、特に悪質な海賊版サイトへの臨時的かつ緊急的な措置としてのサイトブロッキングについて政府としての考え方が整理されるとともに、海賊版サイト対策関係法案として盛り込むべき事項として「リーチサイト関係の法制度整備」と「静止画（書籍）のダウンロードの違法化等」が挙げられた。

その後、同年6月から10月にかけて、政府の知的財産戦略本部の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」²が設置され、インターネット上の海賊版サイトに対する総合的な対策を取りまとめるべく様々な手法について検討が行われた。同検討会議においては、サイトブロッキングの法制化を巡る関係者間の意見の相違が大きく、報告書の取りまとめには至らなかったが、その中で、リーチサイト対策や著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化について早急な法整備を求める意見・要望がなされ、最終的には、平成30年10月30日の知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野を取り扱う会合」におけるタスクフォース座長による報告³において「(…)リーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに取り掛かることが必要な内容について、共通の認識が得られた」との説明がなされた。

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf>

² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dail/siryoul-1.pdf

改正に係る主な出来事		
平成 28 年	8 月	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においてリーチサイト対策に係る検討を開始
平成 30 年	4 月	知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を決定
	6 月 ～ 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」において総合的な対策を取りまとめるべく検討 ・知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野を取り扱う会合」におけるタスクフォース座長による報告（リーチサイト対策、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等が、直ちに切り掛かるべき課題として位置づけられた）
	10 月	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る検討を開始
平成 31 年 令和元年	2 月	法改正に係る方向性を示す文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめ
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・法案の与党審査（自民党・総務会での了承が得られず） ・侵害コンテンツのダウンロード違法化に関し、国民の不安・懸念を払拭するに至っていないことなどを踏まえ、法案提出の見送りを決定
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本漫画家協会・出版広報センターにより、早急な法整備を求める「「侵害コンテンツのダウンロード違法化」と「リーチサイト規制」に関する共同声明」が発表 ・上記を受け、文化庁において法整備に向けた検討を再開 ・侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントを実施（国民の不安・懸念を具体的に把握）
		<ul style="list-style-type: none"> ・侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する国民アンケート調査を実施（ダウンロード実態や法整備が国民に与える効果・影響を把握）

	10月	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚間において「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を確認（リーチサイト対策及び著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化について、速やかに法整備を行う旨が記載）
	11月	文化庁に「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」を設置して具体的な制度設計等に関する検討を開始
令和2年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」において議論を取りまとめ、公表
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 自民党知的財産戦略調査会から文部科学大臣に対して「海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ」が手交 公明党文部科学部会から文部科学大臣に対して「海賊版対策・文化の発展に資する著作権法改正に関する提言」が手交 日本漫画家協会・出版広報センターにより、上記検討会の取りまとめや与党の提言に沿って早急な法整備を求める「海賊版対策のための迅速かつ適切な著作権法改正を求める共同声明」が発表 法案の与党審査（開始）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 法案の与党審査（了承） 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定・国会提出（併せて、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&Aを公表）
	6月	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律が全会一致で成立し、公布
	10月	リーチサイト対策に係る改正規定が施行
令和3年	1月	侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る改正規定が施行

(2) 文化審議会著作権分科会での検討

このような社会状況及び政府全体の方針等を踏まえ、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト対策及び侵害コンテンツのダウンロード違法化について検討が進められた。

リーチサイト対策については、平成28年8月から検討が開始され、約2年間に及ぶ議論を経て、平成30年9月に対応の方向性が整理されるとともに、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、平成30年10月から集中的に検討が行われ、同年12月に対応の方向性が整理された。

それらの内容については、その他の課題への対応とあわせて、平成30年12月7日に法制・基本問題小委員会中間まとめとして取りまとめられ、パブリックコメントを経て、平成31年2月4日に法制・基本問題小委員会報告書、同月13日に著作権分科会報告書⁴として取りまとめられることとなった。

その過程では、特に侵害コンテンツのダウンロード違法化の要件設定に関し、(ア)既に違法となっている録音・録画と同様の要件の下で著作物全般について違法化を行うか、(イ)録音・録画とは別の新たな要件を追加的に設定した上で違法化を行うか、という点を巡り大きな意見の相違があった。

このため、法制・基本問題小委員会においては、①音楽・映像以外の著作物の特性等を把握した上で、②その特性等も踏まえつつ、違法にアップロードされたという「事実を知りながら」ダウンロードを行うユーザーの行為にどのようなものがあるかを可能な限り具体的に明らかとし、③そのような場合におけるユーザーのダウンロード行為の内容・性質を前提に、それを違法化することがユーザーにもたらす影響と、違法化しないことが権利者に及ぼす不利益（既に行われた違法アップロードによる被害拡大）を比較衡量し、④仮にユーザーにもたらす影響を軽減するとして、そのような行為を必要十分な形で違法化の対象から除外するために、どのような限定方法があり得るか、⑤そのような限定方法について、音楽・映像との差異等を合理的に説明することが可能か、悪影響が生じないか、という点について、順次検討を行うこととした。

その結果、最終的には、民事については「録音・録画と同様の要件の下、侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大していくことが有力な選択肢となるものと考えられる」、刑事罰については「民事の要件

⁴ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf

に加えて更に要件を加重することが適当である」等とする報告書が取りまとめられることとなった。

(3) その後の政府・与党内での検討

その後、文化庁において、同報告書に基づき、リーチサイト対策及び侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む著作権法等の改正案を第198回通常国会に提出すべく具体的な制度設計等が進められた。

その中で、侵害コンテンツのダウンロード違法化の要件設定に関しては、海賊版としての実効性を十分に確保しつつ、国民の正当な情報収集等が過度に萎縮しないようにする観点から、民事について主観要件（…を知りながら）に係る規定をより厳格化するとともに、刑事については、従前の録音・録画に係る要件に加え、二次創作・パロディのダウンロードを対象から除外するとともに、反復・継続してダウンロードする場合のみを対象とすることとされていた⁵。

他方、この要件設定については、研究者等や一部の権利者団体等から違法化の対象範囲をさらに限定すべきという趣旨の意見書や声明が相次いで公表され、与党の法案審査の最終段階である自民党総務会での了承が得られないという事態に至った。

その後も、自民党文部科学部会・知的財産戦略調査会において、賛否双方の有識者・関係団体からのヒアリングを行った上で再度方針が議論されるとともに、政府・与党内において追加的な措置を講ずることを含め様々な検討・調整が進められたが、最終的には、法案の提出期限が迫る中で、国民の不安や懸念を払拭できる見通しが立っていないことなどを踏まえ、第198回通常国会への法案提出を見送ることとなった。

2. 法案の提出見送り後の検討の経緯

(1) 再検討に当たっての準備・環境整備

このような経緯も踏まえ、平成31年3月末以降、改めて、知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会」において、漫画家・出版社・消費者団体・知財

⁵ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_12.pdf

法学者・弁護士など様々な関係者からのヒアリングを行いつつ、海賊版対策全体のパッケージや各施策の進め方について議論が行われた。

その結果、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」及び「インターネット上の海賊版対策に関する工程表」⁶が了承され、その中で、リーチサイト対策及び著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化について速やかに法整備を行う旨が明記されるとともに、ダウンロード違法化については「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと』という2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。」こととされた（この内容については、令和元年10月18日に関係閣僚間で確認されている）。

また、令和元年9月25日には、日本漫画家協会・出版広報センターにより「『侵害コンテンツのダウンロード違法化』と『リーチサイト規制』に関する共同声明」⁷が発表され、漫画家と出版社が一丸となって海賊版対策に取り組むことや、特定の要件にこだわらず迅速かつバランスのとれた法整備を要望することなどが明らかとされた。

これらを受け、文化庁においては、法案提出に向けた検討を再開することとし、まず、令和元年9月末から10月末にかけてパブリックコメントを実施し、侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する国民の不安や懸念等を具体的に把握するとともに、同年10月には侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する国民アンケート調査を実施し、侵害コンテンツのダウンロードの実態や法整備が国民の行動に与える効果・影響を把握した。

（2）有識者検討会での検討

その後、令和元年11月には、文化庁に「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」⁸が設置され、学者、弁護士、漫画家、出版社、消費者、ネットユーザーなど、様々な関係者の参画の下、具体的な制度設計等の検討が行われた。同検討会では、上記のパブリックコメントや国民アン

⁶ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2019/pdf/kaizoku_taisaku.pdf

⁷ <https://www.j-magazine.or.jp/assets/doc/20190925.pdf>

⁸ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/index.html>

ケート調査の結果⁹を十分に踏まえつつ、海賊版対策の実効性と国民の正当な情報収集等の萎縮防止のバランスがとれた制度設計等を行うとの基本方針に基づき検討が重ねられ、最終的には令和2年1月16日に議論の取りまとめ¹⁰がなされた。

その中では、侵害コンテンツのダウンロード違法化について、①附則に運用上の配慮規定（普及啓発・教育の充実、適法サイトへのマーク付与等の推進、刑事罰の運用に当たっての配慮、施行後のフォローアップ）を追加すること、②スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像が写り込むことなどを違法化対象から除外すること、③漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外すること、④「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外することが了承された。

他方、違法化の対象を「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定することについては、賛否双方の意見があり、採用の可否について意見が一つに集約されなかった。また、リーチサイト対策についても、プラットフォーム・サービス提供者には基本的に今回の規制が及ばないことを明確化すべきこと、リーチサイト運営行為等に係る刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」とすべきことが示された。

（3）その後の政府・与党内での検討

その後、有識者検討会で意見が集約されなかった、侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象を「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定することの取扱いを中心に、自民党・公明党で議論が行われ、令和2年2月に、自民党・知的財産戦略調査会から「海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ」が、公明党・文部科学部会から「海賊版対策・文化の発展に資する著作権法改正に関する提言」がそれぞれ文部科学大臣に対して手交された。その中では、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外すべきとされるとともに、附則に違法アップロード対策の充実を追加することなどが示された。

⁹ <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/>

¹⁰ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/pdf/91997502_01.pdf

また、同年2月4日には、日本漫画家協会・出版広報センターより「海賊版対策のための迅速かつ適切な著作権法改正を求める共同声明」¹¹が発表され、上有識者検討会における議論のまとめ及び与党の提言に沿って第201回通常国会での法整備が行われることを要望する旨が示された。

文化庁においては、これらを受けて具体的な制度設計等が進められ、与党における法案審査を経て、同年3月10日に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。なお、同日付で、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関してパブリックコメント等で寄せられた様々な点に対する考え方を示した「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（基本的な考え方）」¹²が公表されている。

(4) 国会審議

国会では、令和2年5月20日に衆議院文部科学委員会で参考人質疑¹³及び政府に対する法案質疑、同月22日に政府に対する法案質疑が行われた後、全会一致で可決されるとともに、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議された。また、同月26日に開催された衆議院本会議において採決が行われ、全会一致により可決された¹⁴。

さらに、6月2日に、参議院文教科学委員会において政府に対する法案質疑及び参考人質疑¹⁵、同月4日に政府に対する法案質疑が行われた後、全会一致で可決されるとともに、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議された。そ

¹¹ <https://www.j-magazine.or.jp/assets/doc/20200204.pdf>

¹² https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_06.pdf

¹³ 参考人として、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）代表理事後藤健郎氏、出版広報センター副センター長・集英社社長堀内丸恵氏、弁護士福井健策氏に対して質疑が行われた。

¹⁴ 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの提案により、附則に、この法律の施行後一年を目途として、演奏権等の要件としての公衆に直接見せ又は聞かせる目的の範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加することを内容とする修正案が提出されたが、賛成少数により否決された。

¹⁵ 参考人として、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）代表理事後藤健郎氏、公益社団法人日本漫画家協会常務理事赤松健氏、早稲田大学法学学術院教授上野達弘氏に対して質疑が行われた。

の後、翌5日に開催された参議院本会議において全会一致で可決され、同月12日に、令和2年法律第48号として公布されている。

Ⅲ. 改正の趣旨及び概要

1. リーチサイト対策（新法第113条第2項から第4項まで、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号関係）

（1）改正の趣旨

近年、インターネット上の海賊版サイトによる被害が深刻さを増しており、その背景の一つとして、自身のウェブサイトには侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）を掲載せず、他のウェブサイトに掲載された侵害コンテンツへのリンク情報等を集約して、利用者を侵害コンテンツに誘導するウェブサイト（リーチサイト）や、これと同様の機能を有するプログラム・アプリ（リーチアプリ）の存在が指摘されている。

侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供する行為は、既に他者によって違法にアップロードされた侵害コンテンツへのアクセスを容易にするにすぎない行為であり、自ら自動公衆送信・送信可能化を行っているものとは評価することはできないというのが通説的な見解である。このうち、一定の悪質なものについては、公衆送信権侵害の幫助に該当するという考え方もあるものの、幫助に該当するとした裁判例はほとんど存在せず、また、幫助者に対しては、損害賠償請求を行う余地はあるものの、差止請求を行うことは困難と捉えるのが通説的な見解であり、民事措置には限界があると考えられる。

また、罰則については、幫助者も対象となり得るものの、実務上、正犯（アップロード者）の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられることに加え、自らはリンク情報等の提供を行わず、リーチサイトの運営・リーチアプリの提供を行っているだけでは、幫助にも該当しない場合もあり得ることから、刑事措置にも一定の限界があると考えられた。

このように、著作権法における対応には限界があったことから、海賊版被害の拡大を防止するための法整備を検討する必要がある一方、リンク情報等の提供行為は、インターネットにおける情報流通において極めて重要な役割を果たしており、個人の表現行為の際に併せてリンク情報等の提供行為が行われる場合も多いことから、そうした行為について一律に民事措置・刑事措置を講じることは、表現の自由との関係で慎重な検討が必要となった。

このため、今般の改正では、権利者に与える影響が特に大きいと考えられる一定の悪質な行為類型として、リーチサイトやリーチアプリといった悪質な場・手段を切り出し、①そこでの侵害コンテンツへのリンク提供等を一定の要件の下で侵害とみなすとともに、②リーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為について、独立して刑事罰を科すことができるように措置することとした。

これは、①'リーチサイト・リーチアプリという悪質な場・手段を用いて侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為は、著作権等侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者等に与えるものであると評価できること、②'リーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為は、自らはリンク提供等を行っていないにしても、侵害コンテンツを拡散させる蓋然性の高い場・手段の運営等を通じて著作権者等に極めて深刻な不利益を及ぼす悪質な行為であると評価できることを理由とするものである。

なお、今般の改正は、差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応することとしたものであり、それ以外の行為についての適法・違法の解釈や、間接侵害一般に係る解釈に影響を与えることを企図するものではない。当然ながら、これらの行為については、反対解釈によってすなわち適法と評価されるべきではなく、引き続き、解釈に委ねられるべきものである。

(2) 改正の概要

1) リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供行為のみなし侵害化（新法第113条第2項、第120条の2第3号）

リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為について、リンク先が侵害コンテンツであることを知っていたか、知ることができたと認められる場合には著作権等を侵害する行為とみなし、民事措置（差止請求・損害賠償請求）を可能とするとともに、故意がある場合には刑事罰（3年以下の懲役等）を科すこととしている。

(i) リーチサイト・リーチアプリの定義

権利者に与える影響が特に大きい悪質なリーチサイト・リーチアプリとして、(ア)公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するもの、(イ)主として公衆によ

る侵害コンテンツの利用のために用いられるもの、という2類型を規定している。

リーチサイトを例にとると、(ア)では、サイト運営者が侵害コンテンツへの誘導のためにデザインや表示内容等を作り込んでいる場合、(イ)では、掲示板などの投稿型サイトで、違法リンクが多数掲載されており、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定している。

また、後述のとおり、ウェブサイト全体がリーチサイトに該当する場合のほか、SNSやブログのアカウント、カテゴリーページやYouTubeの特定のチャンネルなどウェブサイトの一部でも、(ア)及び(イ)に該当する場合はリーチサイトに該当する場合がある。この中には、ダウンロード型の侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したものだけでなく、ストリーミング・オンラインリーディング型の侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したものも含まれることとなる。

(ii) 対象とする行為

前提として、規制対象は、上記iに該当するリーチサイト・リーチアプリにおいて行われる行為に限定されている。その上で、具体的な行為としては、脱法行為の防止等の観点も踏まえ、侵害コンテンツへの直接のリンク提供に限らず、それに類した形で侵害コンテンツの他人による利用（視聴を含む。）を容易にする行為であれば、幅広く対象となるようにしている。例えば、(ア)URLの一部を☆などの記号に置き換えたものや、(イ)海賊版蔵置サイト内の検索機能を使用して、当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」を掲載する行為、(ウ)侵害コンテンツのリンクが掲載されたページへのリンクを提供する行為（形式的に一度異なるページを挟む場合を含む。）などについても対象となり得る。

この中にはダウンロード型の侵害コンテンツへのリンク提供等だけでなく、ストリーミング・オンラインリーディング型の侵害コンテンツへのリンク提供等についても含まれることとなる。

(iii) 侵害コンテンツの定義・内容

ここでいう侵害コンテンツとは、著作権・出版権・著作隣接権を侵害した送信可能化が行われた著作物等を指すものである。あくまで海賊版被害という経済的利益の侵害を防止するための措置であることから、著作者人格権の侵害については問題としていない。

また、国内法の及ばない海外のサーバーにアップロードされた侵害コンテンツへのリンク提供等が行われることも想定されることから、国外で行われる送信可能化であって国内で行われたとしたならば侵害となるべきものも対象に含めている。

他方、既存の著作物等に一定の創作性を付与して作成された二次的著作物を、二次創作者自身が原作者の許諾なくアップロードしている場合は、対象とならないよう措置している。これは、現状でそうしたリーチサイト・リーチアプリの実態が必ずしも把握されておらず、また、二次的著作物は多種多様であり、原作の売上げに悪影響を与えることは基本的に想定しづらいことなどを考慮したものである。ただし、違法に翻訳されアップロードされたもの（例：小説の翻訳版や、漫画の吹き出し・セリフ部分を外国語に翻訳したもの）へのリンク提供等が行われるリーチサイトは存在することから、対象としている。

(iv) 主観要件（故意・過失）

インターネット上のコンテンツについては、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのかが外形的に不明確であるものも多く、リンク情報等の提供者がその判断を行うことは容易でない場合も想定される。このような場合まで一律にみなし侵害の対象とした場合には、リンク提供行為等が過度に萎縮することが懸念されるため、リンク情報等の提供者が、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて、故意・過失がある場合に限って、侵害とみなすこととしている。

このため、リンク先が侵害コンテンツであることを知らなかった場合や、過失なく適法コンテンツであると誤解したなどの場合には、侵害とみなされることはない。

(v) 罰則（新法第 120 条の 2 第 3 号関係）

リーチサイト・リーチアプリという悪質な場・手段を用いて侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為は、著作権等侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者等に与える行為であり、抑止効果が生じるようにすることが適当であると考えられることから、刑事罰の対象としている。法定刑については、あくまでリンク提供等を行う行為は幫助的な行為であること、後述するリーチサイト運営行為・リーチアプリの提供行為と同等の悪質性を有するものとはまでは評価できないことから、著作権法上の他の罰則との均衡等の観点も踏まえ、「3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金（併科も可）」としている。

リンク提供等を行う行為は、特定の侵害コンテンツに係る個々の著作権者等の私権に対する侵害が問題となるものであることから、一般の著作権等侵害の場合と同様に、被害者による告訴が無ければ公訴を提起することができない「親告罪」としている（法第 123 条第 1 項）。

2) リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化について（新法第 113 条第 3 項）

上記 1) の措置により、リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為が違法とされることで、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、自らリンク提供等を行っていない場合でも、そのリンクを削除する権限があるにもかかわらず削除せずに放置しているなど一定の場合には、法解釈上リンク提供等の主体と評価され、これらの者に対する差止請求が認められる余地がある。

一方で、これらを完全に解釈に委ねた場合には、個々の事例ごとに、アドホックにリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する差止請求の可否が決まることとなるため、権利者による迅速かつ実効的な権利行使に支障が生じることも想定される。

このため、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供等が行われている場合に、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がそ

れを削除せず放置する行為について、リンク先が侵害コンテンツであることを知っていたか、知ることができたと認められる場合（すなわち、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供等を行っているのと同視できるような悪質な場合）には、著作権等を侵害する行為とみなし、権利者からリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する民事措置（削除請求等）を可能としている。当然ながら、これは、サイト運営者等に投稿に対する常時監視義務を課すものではなく、例えば、権利者から侵害コンテンツのリンク提供に関し、削除請求があったことにより、当該リンク先が侵害コンテンツであることを知っていたか、知ることができたと認められる場合が該当することとなる。

なお、差止請求権は個々の権利者が自己の権利の円満な実現を図るための権利であり個々の権利者がリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為自体（全体）の差止めを請求することは過剰な差止めになるおそれがあること、サイト・アプリの中に含まれる適法な情報との関係でも過剰な差止めとなるおそれがあることから、ここでは、あくまで個別のリンク提供等に対する差止めのみを認めている。

(i) 対象とする行為

リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供等が行われている場合に、リーチサイト運営者やリーチアプリ提供者が、リンク情報等を削除することが技術的に可能であるにもかかわらず、これを削除せず放置する行為を対象としている。「技術的に可能」などの要件については、プロバイダ責任制限法にならったものであり、その解釈等は基本的に同様である。

(ii) 主観要件（故意・過失）

インターネット上のコンテンツについては、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのかが外形的に不明確なものも多く、また、他人により行われたリンク提供等についてその判断を行うことは容易でない場合も想定されるため、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて、知っていたか、知ることができたと認められる場合に限って、侵害とみなすこととしている。このため、リンク先が侵害コンテンツであることを知らなかった場合や、過失なく適法コンテンツであると誤解したなどの場合には、侵害とみなされることはない。

なお、当然ながら、リンク提供等の事実自体を知らなかった場合には、侵害コンテンツであることについて知っていたか、知ることができたと認められる場合に当たらないため、侵害とみなされることはない。

(iii) プラットフォーム・サービス提供者の除外

自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていないプラットフォーム・サービス提供者にまで今回の規制を及ぼす意図はないところ、その点が明確になるよう、単に、リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為の機会を提供したにすぎない者は、規制対象から除かれる旨を条文上明記している。

これにより、例えば、YouTube の特定のチャンネルがリーチサイトに該当する場合に YouTube 全体を管理する Google などのプラットフォーム・サービス提供者は、原則としてリーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為に関する責任を問われることはない。

他方、仮に、プラットフォーマーが権利者による削除要請に正当な理由なく応じず相当期間にわたって放置しているなどの悪質な場合には、規制対象となる旨も併せて明記している¹⁶。

3) リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する刑事罰（新法第 119 条第 2 項第 4 号・第 5 号）

リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為は、個々のリンク情報等の提供を行う者と比較しても、違法行為を助長する度合いが大きく、権利者により深刻な不利益を及ぼすものと評価できることから、侵害コンテンツへのリンク提供等とは独立して刑事罰の対象とすることとし、法定刑は、「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（併科も可）」としている。なお、上記 2)

¹⁶ 2ちゃんねる小学館事件（東京高裁平成 17 年 3 月 3 日判決（平成 16 ネ第 2067 号））では、著作権侵害に係る書き込みを放置した掲示板の運営者について、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべき」とし、行為主体性を認めた。

(iii)の民事措置の場合と同様に、プラットフォーム・サービス提供者は基本的に規制対象から除かれる旨を条文上明記している。

リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為は、個々の著作権等の侵害というよりは集合的な著作権等の侵害という側面が強く、基本的には「非親告罪」とすることが自然と考えられ、当初はそのような方向で検討が行われた。しかしながら、リーチサイト・リーチアプリには様々な類型・規模のものがあり、権利者に与える影響も多様である中で、パブリックコメント等において、権利者の意思にかかわらず公訴が提起されることへの強い懸念・不安が示されたことから、権利者団体の理解も得て、「親告罪」として位置づけることとしている。なお、告訴は、刑事訴訟法第 230 条に基づき、リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為という「犯罪により害を被った者」として、個々のリンクに係る権利者がそれぞれ行うことが可能であると考えられる。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化（新法第 30 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項、第 119 条第 3 項第 2 号、同条第 5 項関係）

（1）改正の趣旨

近年、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきており、10 年以上前から被害が顕著であった音楽・映像の分野のみならず、漫画・雑誌・写真集・文芸書・専門書・学術論文など様々な分野・種類の著作物について、侵害コンテンツのダウンロードによる被害が生じている状況にある。特に、出版分野については、令和元年 11 月時点で、アクセス数上位 10 の海賊版サイトに限っても、月間のべ 6,500 万人が利用しており、そのうち上位 7 サイトがダウンロード型海賊版サイトであるとの報告が関係団体からなされている。

こうした状況を踏まえ、海賊版被害の拡大を防止する観点から、既に法整備がなされている音楽・映像分野に限らず、著作物全般について、侵害コンテンツをそうと知りながらダウンロードする行為を、私的使用目的であっても違法化・刑事罰化することとした。ただし、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の正当な情報収集等の萎縮を防止するため、上述の検討経緯を経て、「軽微なもの」をはじめ、違法化の対象から除外する様々な規定を設けるとと

もに、刑事罰については特に悪質な行為を対象を絞り込む観点から、さらに要件を加重している。

なお、令和2年3月10日の法案の閣議決定日に、パブリックコメント等で寄せられた様々な点に対する考え方を示した「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（基本的な考え方）」を文化庁HPにおいて公表し、同年12月24日に改訂しているため、必要に応じてご参照いただきたい¹⁷。

（2）改正の概要

1）侵害コンテンツのダウンロードの私的使用目的の複製からの除外（民事上の違法化）（新法第30条第1項第4号）

侵害コンテンツ（音楽・映像分野以外）をそうと知りながらダウンロードする行為について、一定の要件の下、法第30条第1項の対象から除外し、私的使用目的であっても違法化している。その際、新たに違法化の対象とする著作物の特性等を踏まえつつ、（ア）漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」、（イ）二次創作・パロディ、（ウ）「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードについては、海賊版対策としての実効性確保と国民の正当な情報収集等の萎縮防止のバランスをとる観点から、規制対象から除外している。

また、後述する写り込みに係る権利制限規定の拡充によって、スクリーンショットを行う際の違法画像等（例：SNSで用いられるアイコン）の写り込みについても違法とならないよう措置している。

なお、既に違法化・刑事罰化が行われている音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律が従前よりも後退することは適切ではなく、関係団体からも要件変更への懸念が示されたことから、音楽・映像については規定（法第30条第1項第3号）を存置し、基本的に従前どおりの取扱いとしている。

当然ながら、今般の改正は、私的使用目的の複製（法第30条第1項）の要件を見直すものであり、私的使用目的の複製とは言い難い、漫画家・研究者等

¹⁷ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92746501_04.pdf

が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードと直接関係するものではない。

(i) 対象とする著作物の分野・種類

違法にアップロードされた著作物全般（音楽・映像分野以外）を対象としている。漫画・雑誌のほか、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム¹⁸、学術論文、新聞、写真など著作物の分野・種類を問わず、様々なものが含まれる。

なお、音楽・映像分野に関しては、上述のとおり、引き続き法第 30 条第 1 項第 3 号を存置し、新たに追加する第 4 号とは区別している。

(ii) 対象とする行為の種類

違法にアップロードされた著作物全般（音楽・映像分野以外）に係るインターネット送信（自動公衆送信）を受信して行うデジタル方式の複製を対象としており、いわゆるダウンロードのほかにも、スクリーンショットやコピーペーストなどを含め、様々な行為が含まれ得る。一方で、プリントアウト（アナログ方式の複製）や、メール送信等（≠自動公衆送信）をもとにファイルを保存する行為などは対象とならない。

なお、当然ながら、単にインターネット送信（自動公衆送信）を受信して視聴・閲覧する行為は対象とならず、また、視聴・閲覧に伴うキャッシュ等についても、別途、法第 47 条の 4 第 1 項により適法となる。

(iii) 除外規定

(ア) 「軽微なもの」の除外

SNS などに違法にアップロードされた漫画の 1 コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物がごく一部違法に引用されている場合の当該論文のダウンロードなど、日常的に行われている軽微な行為が違法化の対象となることについて、パブリックコメント等において強い不安・懸念が示されていたところ、

¹⁸ ゲームについては法第 30 条第 1 項第 3 号（音楽・映像分野の違法ダウンロード）の対象になるものもあると考えられる。

そうしたダウンロードによって著作権者の経済的利益が大きく害されることは想定しづらいことから、「軽微なもの」のダウンロードを違法化の対象から除外している。

まず、「分量」による基準として、数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマ、長文で構成される論文や新聞記事の数行など、その著作物全体の分量から見てダウンロードされる分量がごく小さい場合には、「軽微なもの」と認められる。他方、作品の半分程度のダウンロードや、絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロードは「軽微なもの」とは言えないと考えられる。

また、「画質」による基準として、画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合も「軽微なもの」と認められる。

このほか、例えば、ある程度の分量をダウンロードしたとしても、ダウンロードした部分が著作物全体の中であまり重要でないと認められるなどの場合には、「軽微なもの」と認められる余地があると考えられる。いずれにしても、どのようなものが「軽微なもの」と認められるかは、最終的には、個別事情を考慮した司法判断に委ねられることとなる。

(イ) 二次創作・パロディの除外

二次創作・パロディのダウンロードが違法化の対象となることについても、権利者団体やパブリックコメント等において強い不安・懸念が示されていたところ、二次創作によって原作の売上に悪影響を与えることは想定しづらいこと、実態として二次創作は黙認されている場合も多く、新たな若手クリエイターを育てるなどコンテンツ産業の発展に重要な機能を果たしているとも考えられることなどから、今般の改正により、あえてこれを違法とする必要はないとの判断の下、二次創作・パロディを二次創作者自身がアップロードしている場合に、それをダウンロードする行為を違法化の対象から除外している。

ただし、二次創作・パロディを、第三者が二次創作者の許諾なくさらに違法にアップロードしている場合に、それを知らずダウンロードする行為は、二次創作者の権利を直接侵害するものであるため、違法化の対象としている。また、違法に翻訳されアップロードされたもの（例：小説の翻訳版や、漫画の吹き出し・セリフ部分を外国語に翻訳したもの）については、大きく被害を受けている実態があることから、そのダウンロードを違法化の対象としている。

(ウ)「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」の除外

スクリーンショットの際の写り込み（新法第30条の2の改正による措置）や、「軽微なもの」、二次創作・パロディのダウンロードに該当しない行為であっても、国民の正当な情報収集等として許容すべき行為もあり得ることから、様々な要素に照らし、違法化対象からの除外を柔軟に判断できるバスケットクローズ規定（最終的な安全弁）として、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外する旨を定めている。

その際、海賊版対策の実効性が低下することを避ける観点から、①ユーザーが侵害コンテンツ（かつ軽微でも二次創作・パロディでもないもの＝相当分量の原作そのままのコピー）をそうと知りながら利用している場面であることも考慮し、ユーザー側に「不当に害しないと認められる特別な事情」があることの立証責任を負わせる¹⁹とともに、②「特別な事情がある場合」と規定することで、この規定が適用されるのはあくまで例外的・特殊な場合であることを明らかとし、居直り的な利用を防止している。

この要件に該当するか否かは、(ア)著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度、(イ)ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様、という2つの要素によって判断されることとなるものであり、典型的には、①詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードする場合や、②無料の大学紀要に掲載された論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイト批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、その文章を全体として保存する場合（正しい知識を得るために、その批判文と批判対象の論文をセットで保存する必要）、③有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、そのSNS投稿を保存する場合（有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要）などが、これに該当すると考えられる。

¹⁹ 刑事の場合は、検察において「不当に害しないと認められる特別な事情」がないことを立証する必要がある。

(iv) 主観要件について

〔違法にアップロードされたことを知りながら行う場合への限定について〕

インターネット上のコンテンツは、適法にアップロードされたか違法にアップロードされたかの判別が困難な場合も多く、違法にアップロードされているという客観的な事実をもってそのダウンロードを違法とした場合には、国民の情報収集等が過度に萎縮することが懸念される。このため、厳格な主観要件を設け、違法にアップロードされたことが確実であると知りながら行うダウンロードのみが違法となるようにしている。これにより、アップロードが適法か違法かわからなかった場合や、アップロードが適法にされたものと誤解した場合などにおいては、ダウンロードは違法とならない。

すなわち、ユーザーとしては、ダウンロードしようとしているコンテンツについて、それが適法にアップロードされたものである旨の確認を積極的に行う必要はなく、それが明らかに違法にアップロードされたものだと考える場合に、ダウンロードを控えればよいこととなる。

なお、出版社等により構成される一般社団法人 ABJ においては、適法コンテンツの利用を促進する観点から、適法サイトに「ABJ マーク」というマークを表示することで、適法サイトの判別を容易にする取組が進められている。

〔重大な過失により違法にアップロードされたことを知らなかった場合の取扱いについて〕

上記の主観要件の解釈をより確実なものとする観点から、違法にアップロードされたことを「知りながら」には、たとえ重大な過失（著しい不注意）があったとしても違法だと知らなかった場合は含まれない旨を条文上明確化している（新法第 30 条第 2 項）。

上述のとおり、音楽・映像分野については現行規定（法第 30 条第 1 項第 3 号）を存置することとしているが、新法第 30 条第 2 項の規定は「知りながら」という現行規定の趣旨をより明確化するものであることなどから、音楽・映像分野にも効果を及ぼしている。

2) 侵害コンテンツのダウンロードの刑事罰化（新法第 119 条第 3 項第 2 号等）

音楽・映像分野の違法ダウンロードについては、平成 21 年の著作権法改正による民事の違法化を行った後もなお、違法ダウンロードによる被害が深刻な状況にあったことを踏まえ、平成 24 年の著作権法改正により、抑止力を強化する観点から、正規版が有償で提供・提示されているものをダウンロードする場合に限って刑事罰（2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金（併科も可））の対象とされた。これに関し、平成 25 年度の文化庁調査研究において予期したとおりの一定の抑止効果があったことが確認されている一方で、当初懸念されていたような事例・副作用（刑事当局による捜査権の濫用、個人のプライバシー侵害など）が生じたとの事実は全く確認されていない。

こうした状況を踏まえ、今回新たに対象とする著作物に係る違法ダウンロードについても、侵害コンテンツ（かつ軽微でも二次創作・パロディでもないもの＝相当分量の原作そのままのコピー）をそうと知りながらダウンロードする行為であるという悪質性を有することを前提に、抑止力の確保等のため、刑事罰（2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金（併科も可））の対象としている。その際、特に悪質な行為に対象を厳格に絞り込む観点から、①正規版が有償で公衆に提供・提示されているもののダウンロードを行ったことに加え、②継続的に又は反復してダウンロードを行ったことを要件として加重している。なお、民事上の違法化と同様、音楽・映像については基本的に現行どおりの取扱いとしている（法第 119 条第 3 項第 1 号）。

以下では、刑事罰に特有の要件である上記①②についての概要を記載する。

①正規版が有償で公衆に提供・提示されているものであること

正規版が有償で公衆に提供・提示されているもののダウンロードを行ったことを要件として定めている。この要件の解釈は、基本的に、音楽・映像に係る現行規定と同様である。

②継続的に又は反復してダウンロードを行った場合の限定について

新たに対象とする著作物の特性等を踏まえつつ、特に悪質性が高いと認められる行為に対象を限定する観点から「継続的又は反復して」ダウンロードを行ったことを追加的な要件として定めている。これにより、単発的に行わ

れるダウンロードは、民事上の違法化の対象とはなるものの、刑事罰の対象とはならないこととなる。

3. 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（新法第30条の2関係）

（1）改正の趣旨

写り込みに係る権利制限規定は、平成24年の著作権法改正によって創設されたものであるが、規定の適用場面を明確にする等の観点から、当時、立法の必要性が特に高かった部分に限定された規定となっており、日常生活において広く一般的に行われている行為等についても妥当な結論を導くことができない場合があるとの指摘がなされてきた。

また、その後、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及に伴ってスクリーンショットがごく日常的に行われるようになるとともに、動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信が容易になるなど、著作物等の利用に係る社会実態が大きく変化している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化してきた。さらに、本規定の要件を緩和することで、ドローンを有効活用した生配信サービスなど社会的に意義のある新規サービスが可能となると思われる事例も新たに明らかとなった。

こうした社会実態の変化等を踏まえ、今般の改正では、写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）が妥当する限度において、規定の適用範囲の拡充・明確化を行うこととした。具体的には、①従来は「写真の撮影」「録音」「録画」に限定されていた対象行為を、複製や伝達行為全般に拡大した上で、②著作物等の創作以外の場面における写り込みも対象とし、③対象となる著作物等をメインの被写体から分離が困難なものに限定しないこととするなどの見直しを行っている。

一方で、想定外の利用態様にまで適用範囲が拡張されることや、濫用的な利用を招くこと、既にライセンス市場が形成されており無許諾での利用を認めた場合には権利者の利益を不に害することが明らかな行為や自ら利益を得る目的で他人の著作物を意図的に利用する場合など、権利者から許諾を得て利用することが可能かつ合理的と考えられる行為までが対象とならないよう、従来からの付随性・軽微性等の要件は維持しつつ、「正当な範囲内」という要件を新たに規定することで一定の歯止めをかけている。

(2) 改正の概要

1) 対象行為の拡大拡充

改正法による改正前の規定では、写り込みが生じる場合の典型例として想定される「写真の撮影」、「録音」及び「録画」のみが対象行為として規定されていたため、固定を伴わない生放送・生配信や、固定を伴うものであってもその他の方法によるもの（スクリーンショット、模写等）は対象外となっていた。

この点、スクリーンショットが広く一般的に行われるようになるとともに、YouTube などの動画投稿・配信プラットフォームを活用して個人が生配信を行うことが容易になるなど、日常生活における行為実態が大きく変化していることに加え、ドローンを有効に活用したサービスを提供する際の利用など、平成 24 年改正時には全く想定されていなかった新たなビジネスニーズが生じていることを踏まえると、著作物等の利用が主たる目的ではなく他の行為に伴い付随的に生じる利用であり、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であるという写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）が担保されるのであれば、幅広い行為を対象とすることが望ましいものと考えられる。

このため、日常生活等において一般的に行われる行為のうち、写り込みが生じ得るものが漏れなく対象となるよう、写真の撮影等と同様に事物の映像や音を①複製する行為及び②複製を伴うことなく伝達する行為を広く対象行為とすることとした。

これにより、例えば、①' スマートフォンの画面をスクリーンショットして保存する行為や、風景等を忠実に模写する行為、風景等を CG 化する行為、書籍等をコピーする行為（例：自らの記事が掲載された雑誌をコピーする際に、同一ページに他人の著作物等が入り込む場合）、②' 生配信や生放送など、対象となる事物の映像又は音を固定せずにリアルタイムで伝達する行為などが広く対象に含まれることとなる。

なお、複製・伝達を行うに当たり、例えば、模写等においてその対象を完全にそのままの形では再現できない場合や、生配信等において顔の部分に自動的にモザイク処理を施す場合など、複製と評価される範囲であれば全く同一でなくても差し支えない。

2) 著作物創作要件の削除

改正法による改正前の規定では、「著作物を創作するに当たつて」という要件が課されている結果、創作性のない行為を行う場合に著作物等が写り込むことは権利制限の対象外となっていた。

これは、映画の盗撮のような違法行為に伴う写り込み（例：映画を盗撮していたところ、携帯の着メロが鳴り、それが付随的に録音される場合）を権利制限の対象から除外するとともに、著作物等の創作行為を促進するという観点からは一定の合理性を有するとも考えられるが、上述の写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）が担保されるのであれば、必ずしも「著作物を創作するに当たつて」という要件を維持する必要はないと考えられることから、当該要件は削除することとした。

これにより、例えば、固定カメラでの生配信やスクリーンショットなど、著作物等の創作とは認められない行為を行う場面における写り込みも広く対象に含まれることとなる。なお、違法行為に伴う写り込みに関しては、上述の写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）からすると、主たる行為が違法であることのみをもって一律に権利制限の対象外とすることは適切ではないと考えられるが、主たる行為が違法行為であるという事情は、後述の「正当な範囲内」という要件やただし書の解釈を行う際の一要素として考慮され得るものと考えられる。

3) 「分離困難性」・「付随性」の要件の再構成

改正法による改正前の規定では、権利制限の対象となる著作物等について、メインの被写体（＝写真の撮影等の対象とする事物又は音）から、①分離することが困難であるため、②付随して対象となる他の著作物等（＝付随対象著作物）に限定されていた（以下では、①を「分離困難性」、②を「付随性」という）。

分離困難性については、付随性を満たす典型的な場合を示すものとして厳格な要件設定が行われたものであり、それを物理的なものに限定せず社会通念上の分離困難性と捉えて一定の柔軟な解釈を行う余地はあるものの、例えば、家族の思い出を残すため子供にぬいぐるみを抱かせて写真を撮影する場合など、自ら意図的に著作物等を設置して撮影等を行うような場合は、この要件を満たさないと解さざるを得ないなどの課題があった。

この点、上述の写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）を前提として、平成24年の規定創設後相当期間が経過し、社会実態等が大きく変化していることなどを踏まえると、「分離困難性」という外形的・画一的な基準によって一律の判断を行うよりは、日常生活等において一般的に行われている行為のうち社会通念上正当かつ合理的と認められ、著作権者等の利益を不当に害することが通常想定されないものについては、必ずしも分離が困難とは言えない場合や意図的に著作物等を配置して撮影等を行う場合を含め、対象に含まれ得るよう規定の柔軟化を図っていくことが望ましいものと考えられる。

このため、「分離困難性」の要件は削除した上で、写り込みにおける本質的な要素である「付随性」を中心として、規定ぶりを改めることとした。その際、外形的・画一的な基準によらず柔軟な対応を可能とする一方で、濫用的な利用を招くことや既に形成されているライセンス市場を阻害することなどを適切に排除するような、実質的・規範的な判断を行うことができるよう、別途、「正当な範囲内において」という要件を新たに設定している。

なお、改正法による改正前の規定では、メインの被写体（例：子供）とそれに付随して取り込まれる著作物等（例：背景にあるポスター）が別個の場合（事例A）を想定して規定がなされていたが、写り込みが生じる事例としては、街の雑踏を撮影する際に看板が入り込む場合のように、被写体（雑踏の光景）の中に当該著作物等が含まれる場合（事例B）もあり得ることから、事例Aだけでなく、事例Bも権利制限の対象に含まれる旨を条文上明確に規定することとしている。

4）軽微性要件の内容の明確化（考慮要素の明記）

改正法による改正前の規定では、対象となる著作物等は、創作する写真等の全体のうち「軽微な構成部分」となるものに限定されていたところ、軽微な構成部分といえるか否かは、写真等の全体に占める当該著作物等の面積の割合だけで判断されるものではなく、画質、音質、利用時間（録音・録画等の場合）、作品全体のテーマにおける重要性等の関係性の程度などを総合的に考慮して、社会通念に基づき判断されることになると考えられる。

一方で、条文上その点が必ずしも明らかでなく、例えば、映像全体のごく短時間であったとしても画面全体に大きく著作物等が映るような場合には、軽微とは言えないなどの解釈が行われる可能性も否定できないため、考慮要素を複数明記することにより、上記の趣旨を明確化することとした。

なお、軽微性については、利用行為の態様に応じて客観的に要件該当性が判断される概念であり、当該行為が高い公益性・社会的価値を有することなどが判断に直接影響するものではないことに注意が必要である。

5) 対象支分権の拡大

改正法による改正前の規定では、対象行為が「写真の撮影」、「録音」及び「録画」に限定されていることに対応して、著作物等の「複製」及び「翻案」（旧法第47条の6第1項第2号）のみを行うことができるとされていたが、今回、対象行為を拡大することに伴い、公衆送信（送信可能化を含む。）や、演奏・上映（例：同一構内でリアルタイムの伝達を行う場合）等を広く認める必要があることから、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という包括的な規定とすることとした。

6) ただし書（上記の各要件の見直しに伴う取扱い）

本規定のただし書は、もともと、その具体的な利用態様や規模等によっては、なお権利者の利益を不当に害する場合やそのおそれがある場合があり得ることは否定できない、という理由で最終的な安全弁として設けられたものである。

今般の改正は、あくまで、写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）が妥当する範囲で柔軟な対応が認められるようにするものであり、付随性・軽微性の要件を維持しつつ、「正当な範囲内」などの要件を設定することにより適切な絞り込みを行っていることから、依然として、本規定が権利者に与える影響が特段ない又は軽微な場合に限定されたものであることに変わりはない。このため、基本的に、今般の改正に伴って、ただし書の適用場面・適用事例が大きく拡大することはないと考えられる。

4. 行政手続に係る権利制限規定の見直し（法第42条第2項関係）

（1）改正の趣旨

改正法による改正前の法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速かつ的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者の許諾なく必要な文献（申請者等が行政庁に提出したり、行政庁が申請者等に提供したりする文献）等の複製ができることとなっているが、①地理的表示法（特定農林水

産物等の名称の保護に関する法律)に基づく地理的表示の登録や、②種苗法に基づく品種登録に関する審査手続等はこの規定の対象となっておらず、円滑に手続が進められない場合があるとの指摘もなされていた。

これを受け、今般の改正では、特許等に関する審査手続と同様に、多岐にわたる著作物等の利用が想定されるこれらの手続を的確かつ迅速に行うことができるよう、これらの手続において必要と認められる限度で行われる著作物等の複製等を権利制限の対象とすることとした。

また、これと併せて、今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応できるよう、政令により対象となる行政手続を追加することができる旨の規定を設けることとした。

(2) 改正の概要

1) 種苗法に基づく行政庁における品種登録に関する審査及び登録品種に関する調査手続について (第2号関係)

我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られている。具体的には、新たに品種を育成した者は、当該品種を国に登録することにより、知的財産権の一つである「育成者権」として登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等について独占排他権を持つことができる(種苗法第20条第1項)。

品種登録に関する審査手続においては、これらの要件の充足性を判断するに当たって、出願又は審査の根拠となる文献等の著作物等が必要となる場合があり得る。例えば、重要な形質に係る特性を示すために耐病性や機能性等の形質に関する情報が掲載されている学術論文等の著作物等を利用したり、出願品種の過去の取引において未譲渡性の要件を満たさない取引が行われている情報が掲載されている種苗カタログ等の著作物等を利用したりすることがある。

このように、品種の種類や形質等については、著作物等に基づいて疎明するのが一般的であり、適切な判断をするためには著作物等の利用が必須であること、仮に著作物の利用について著作権者等から許諾を得られない場合は出願等の証拠として提出できず、品種登録に支障を来すおそれがあることなどから、迅速かつ的確な審査手続のために著作物等の利用を円滑に行えるようにする必要がある。

他方、こうした行政手続の過程において必要と認められる限度で著作物等が利用される場合には、権利者に与える不利益も限定的であると評価することができることから、特許等に関する審査と同様に、著作権者等の許諾を得ずに著作物等を複製して利用することができるよう、新たに権利制限の対象とすることとした。

なお、審査を経て登録された品種について、事後的に登録品種の特性が保持されているか否かを農林水産大臣が調査する場合（種苗法第47条）も、同様に、権利制限の対象としている。

2) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく特定農林水産物等に関する登録等に関する手続について（第3号関係）

地域ブランドの品質の統一化や侵害への対応等の課題に対応するために、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（特定農林水産物等）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示（Geographical Indication））が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度が、地理的表示法に基づき設けられている。

特定農林水産物等の登録のためには、①産品が地域に定着していることや、②品質、社会的評価その他の特性を有し、その特性が生産地の自然条件や伝統的な生産方法等に帰せられること、③産品の名称に関し、普通名称（一定の性質を有する産品一般を指す名称）でないこと、④産品の名称が基準を満たす特定農林水産物等以外にも使用されていないこと、商標登録されていないこと等が求められている。

特定農林水産物等の登録に関する手続においては、これらの要件の充足性を判断するために、産品の品質に関し、ほかには流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等の著作物等を利用することや、全国規模やそれに準ずる規模の品評会等で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等の著作物等を利用することがある。

このように、特定農林水産物等の登録手続においては、適切な判断を行うために著作物等の利用が必須であるが、現状では、著作物等の利用に際して著作権者等の許諾を得ているかが不明なケースがほとんどであり、著作権者等の許諾を得るように書類を差し戻した結果、著作権者等から許諾が得られず資料の

提出がとりやめられることにより、適切な情報に基づく審査に支障が生じるおそれもある。他方、こうした行政手続の過程において必要と認められる限度で著作物等が利用される場合には、権利者等に与える不利益も限定的であると評価することができることから、特許等に関する審査と同様に、著作権者等の許諾を得ずに著作物等を複製して利用することができるよう、新たに権利制限の対象とすることとした。

3) その他の行政手続の政令への委任について（第5号関係）

今般、地理的表示法や種苗法に関する手続について改正の必要性が生じたが、今後も同様の必要性が認められる行政手続の存在が明らかとなることも想定されるところ、その都度、法律の改正を要することとすると、迅速な対応が困難となるおそれがあるため、政令により権利制限の対象となる行政手続（既に法律が列挙されている手続に類するもの）を追加することができる旨の規定を設けることとした。

5. 著作物等を利用する権利に関する対抗制度の導入（新法第63条の2関係）

（1）改正の趣旨

改正法による改正前の著作権法においては、著作物等のライセンス契約におけるライセンシーは、著作権等が第三者に譲渡された場合、著作権等の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物等を利用する権利を対抗する手段が存在せず、また、ライセンサーが破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンシーが破産管財人等から契約を解除されるなど、ライセンスの対象となる著作物等の利用に関し、ライセンシーの地位は不安定な状況下にあるおそれがあった。

このような事態に対応するため、今般の改正では、ライセンシーが安心して著作物等の利用を継続することができるよう、著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利（利用権）を著作権等の譲受人等に対抗できる制度を導入することとした（対抗に当たって、登録その他の要件を備えることは不要（当然対抗制度））。

(2) 改正の概要

著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利（利用権）について、その「著作権を取得した者その他の第三者」に対抗することができることとしている。これにより、ライセンシーは、著作権等の譲渡が行われるなどの事情の変化にかかわらず、第三者から差止請求等を受けることなく当初のライセンス条件に従って利用を継続できることとなる。

「著作権を取得した者その他の第三者」とは、利用権に係る権利関係を争う正当な利益を有する者（利用権と競合する権利を取得等した者）を意味しており、例えば、著作権等の譲受人のほか、出版権の設定を受けた者、差押債権者、破産管財人などがこれに該当するものである。

利用権の対抗制度の導入に当たっては、取引の安全を保護する観点等から、公示機能を有する対抗要件を設定することもあり得るものの、①著作権等・著作物等の性質に鑑みると、利用権の存在が譲受人に与え得る不利益の程度は必ずしも大きくない（自ら著作物等を利用することや第三者に利用許諾をすることは妨げられない）と評価でき、また、②ライセンシーは著作権等の譲渡等をコントロールすることは困難であるのに対して、譲受人は譲渡契約時に利用権の有無を知る機会がありリスクを内部化することができることから、特許法等の他の知的財産権法における取扱いも参考に、対抗に当たって、登録その他の要件を備えることは不要としている（当然対抗制度）。

なお、今般の改正の施行前から存在する利用権についても、施行日以降に登場した第三者に対しては対抗することができることとしている（附則第8条）。

6. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化（新法第114条の3関係）

(1) 改正の趣旨

著作権侵害訴訟においては、侵害に関する証拠書類が被疑侵害者（被告）側に偏在していることなどを踏まえ、裁判所は、著作権者等（原告）からの申立てに基づき、侵害立証や損害額計算のために必要な書類を保有する被告に対して書類提出命令を発することができることとされているが、提出命令を発する必要性の有無を判断する前の段階で実際の書類を見ることができないため、提出命令の可否について適切な判断ができない場合も想定される。また、裁判所が実際の書類を見て判断する場合に、専門性の高い書類については必ずしも十分に内容が理解できない場合も想定される。

このため、今般の改正では、平成30年の特許法等の改正と同様、①裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断する前の段階で実際の書類を見ることができるようにするとともに、②実際の書類を見て判断する際に専門委員（大学教授など）のサポートを受けられるようにした。

（2）改正の概要

1）書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入について（第2項関係）

法第114条の3では、著作権等の侵害訴訟において、①裁判所が当事者からの申立てに基づき、侵害立証・損害額計算のために必要な書類について文書提出命令を発することができるとともに、②その書類を所持する当事者が提出を拒む正当な理由があるときは文書提出命令を発することができず、裁判所は、その正当な理由の有無を判断するに当たって必要と認めるときは、書類を所持する当事者に対して、裁判所に対してのみその書類を提示させることができることとされている（いわゆる「インカメラ手続」）。一方で、裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断するためにインカメラ手続を活用することはできないこととなっている。

この点、裁判所が侵害立証・損害額計算のための必要性の疎明がなされていないとして、申立てを却下する例も存在していたところ、侵害立証・損害額計算のための証拠としての価値がある書類について、その必要性について裁判所において適切な判断がなされずに提出命令の申立てが却下されてしまうのは、証拠が被告側に偏在している状況も踏まえると、権利の適切な保護の観点から望ましくない。

また、裁判所が書類を実見し、必要に応じ当事者やその代理人等にも書類を開示して意見を聴取した上で、その必要性を判断することとしたほうが、紛争の実情に即したより適切な書類提出命令の発出が可能となるものと考えられる。他方、インカメラ手続の範囲を拡大したとしても、既に書類提出者の営業秘密が漏洩しないような制度的な担保がなされていることなどを踏まえると、書類提出者に与え得る不利益は極めて限定的であると考えられる。

このため、今般の改正では、書類提出命令の申立ての対象書類等が侵害立証・損害額計算のために必要な書類であるか否かを裁判所が判断する際にも、インカメラ手続を活用することができることとした。

2) インカメラ手続における専門委員の関与について（第4項関係）

インカメラ手続で提示される書類には、略号表記やコンピュータ処理のされた書類等の技術的に複雑かつ高度なものもあり、昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権等の侵害態様がより一層複雑化していることを踏まえれば、書類提出命令の申立ての対象書類等が侵害立証・損害額計算のために必要な書類であるか否かや、文書提出を拒む正当な理由の有無について判断する際に専門的知見がより一層求められることとなる。また、裁判所が公正中立な判断をするためには、当事者からの説明だけではなく、中立的な技術専門家からも知見を得られるようにすることが望ましい。

このため、今般の改正では、インカメラ手続において、裁判所が専門的知見を必要とするときは、技術専門家として民事訴訟法に基づく専門委員（既に、争点整理や証拠調べ等の手続に関与している）を手続に関与させることができることとした。知的財産権訴訟における専門委員としては、大学教授、弁理士、公的機関研究者、民間企業研究者等の専門家が専任されている。

なお、専門委員の関与については当事者の同意を得ることとしており、また、専門委員は非常勤の裁判所職員として秘密保持義務が課されていることから、インカメラ手続に専門委員を関与させることが書類提出者に与え得る不利益は極めて限定的であると考えられる。

7. アクセスコントロール等に関する保護の強化（新法第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等関係）

（1）改正の趣旨

「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第108号。平成30年12月30日から施行）により、著作権法において、「技術的利用制限手段」（アクセスコントロール）の回避行為がみなし侵害として民事措置の対象とされるとともに、その回避装置・プログラムの公衆への譲渡等及び回避サービスの提供が刑事罰の対象とされている。その際、「技術的利用制限手段」の定義については、従来から存在していた「技術的保

護手段」(コピーコントロール)の定義と、当時の不正競争防止法における「技術的制限手段」(アクセスコントロールとコピーコントロールの双方を含む概念)の定義をもとに規定がなされていた。

この点、近年、ビジネスソフトウェア業界やゲーム業界を中心に、コンテンツ提供方法がパッケージからインターネット配信・ダウンロードによる提供に移行していることに伴って、ライセンス認証等の「アクティベーション方式」²⁰による保護技術が用いられる場面が多くなっているところ、それを不正に回避するシリアルコード(指令符号)の提供等による被害が深刻化している状況を踏まえ、平成30年に、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第33号)により不正競争防止法が改正され、(1)「技術的制限手段」にアクティベーション方式が含まれることを明確化するための定義規定の整備が行われるとともに、(2)「技術的制限手段」の効果を妨げる機能を有する指令符号(シリアルコード等)の提供等が新たに規制対象に追加されることとなった(平成30年11月29日から施行)。

この結果、アクセスコントロールに関して、著作権法と不正競争防止法との間で、その定義規定と規制対象行為に相違が存在する状況となっていたところ、著作権法においても、近時のソフトウェアの不正使用の態様に適切に対応する観点から、平成30年の不正競争防止法の改正と同様、①コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることが明確となるように定義規定を改正するとともに、②ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行うこととした。なお、コピーコントロールについても同様の措置を行っている。

(2) 改正の概要

1) 技術的利用制限手段等の定義規定の修正について(法第2条第1項第21号等関係)

改正法による改正前の法第2条第1項第21号では、「技術的利用制限手段」の定義の中で不正利用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録されている場合を念頭に規定されており、不正利用防止のための信号が、コンテンツとは別途(後から)、送信・記録されるライセンス認証(ア

²⁰ 典型的には、ユーザーがダウンロードして使用する無料体験版ソフトウェアに製品版を購入して入手したシリアルキーを入力することで、製品版として認証がなされ、使用期間や機能等の制限なく使用が可能となるライセンス認証システム等を指す。

クティベーション方式)がこの要件を満たし対象に含まれるかについて疑義が生じ得る状況にあった。

このような定義規定の文言上の疑義により近時のソフトウェアの不正使用の態様に適切に対応できない状況が生じるのは望ましくないと考えられることから、今般の改正では、「技術的利用制限手段」の定義規定における「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに」という文言を削除し、ライセンス認証(アクティベーション方式)が対象に含まれることを明確化している。なお、ソフトウェアをインストール(ダウンロード)する際に、シリアルコードの入力を求める方式・技術等もあり得ることから、「技術的保護手段」(コピーコントロール)の定義規定(法第2条第1項第20号)においても同様の明確化を行っている。

2) 不正なシリアルコード(指令符号)の提供等の規制について(法第113条第7項関係)

改正法による改正前の著作権法においては、技術的利用制限手段・技術的保護手段の回避装置・プログラムの提供等を刑事罰の対象としていたが、ライセンス認証(アクティベーション方式)に用いられるシリアルコードは「装置」や「プログラム」には該当せず、不正なシリアルコード(指令符号)の提供等は規制することができていなかった。

この点、不正なシリアルコードの提供等は、回避装置・回避プログラムの提供等と同様に、ユーザーによる技術的利用制限手段の回避行為に直結する悪質な行為であり、正規のライセンス購入を減少させ、当該ソフトウェア等の著作権者等の経済的利益を不当に害するものであることから、今般の改正では、不正なシリアルコードの提供等を新たに規制対象とすることとした。

その際、技術的利用制限手段・技術的保護手段の回避装置・プログラムの提供等については、その提供等の時点において特定の著作物等との結びつきがなく、一般的・抽象的に著作物等の不正利用を助長するものであることから刑事罰のみ科すこととなっているところ、不正なシリアルコードの提供等は、特定のソフトウェア等と結びついた形で行われるものであり、刑事罰のみならず、民事措置(差止請求・損害賠償請求)の対象とする必要があることから、著作権等を侵害する行為とみなした上で、刑事罰も科すこととしている。刑事罰の

水準については、技術的利用制限手段・技術的保護手段の回避装置・プログラムの提供等と同様、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（併科）」としている。

8. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法第4条・第26条等関係）

（1）改正の趣旨

著作権は著作物が創作された時から発生し、著作権の登録等の手続を要せずして保護されることとなっているが、著作権関係の法律事実を公示したり、著作権が移転した場合の取引の安全を確保する観点から、実名の登録（法第75条）や、第一発行年月日等の登録（法第76条）、創作年月日の登録（法第76条の2。プログラムの著作物のみ）、著作権の移転等の登録（法第77条）といった登録制度に関する規定が設けられている。

また、プログラムの著作物については、その名称や果たす機能のみではプログラムの著作物の具体的な内容を特定することができないなど、ほかの著作物と異なる特性を持っていることを踏まえ、法第78条の2において「プログラムの著作物に係る登録については、（…）別に法律で定めるところによる」とされ、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」が制定されており、例えば、プログラムの著作物を登録する際に、その内容を特定する観点から併せて複製物を提出すること（プログラム登録特例法第3条）や、登録事務を文化庁長官が指定する「指定登録機関」に行わせることができること（プログラム登録特例法第5条第1項）等の特例が設けられている。この指定登録機関には、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「SOFTIC」という。）が指定され、プログラム登録等の事務を担っている。

このプログラム登録に関して、関係者のニーズや、SOFTICからの要請を踏まえ、今般の改正では、①訴訟等での立証の円滑化に資するよう、著作権者等が自ら保有するプログラムの著作物と、事前にプログラム登録をしたプログラムの著作物が同一であることの証明を請求できることとし、登録による事実関係（例：創作年月日）の推定等の登録の効果を確実に享受できるようにすると

もに、②国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止することとした。

(2) 改正の概要

1) 同一性の証明制度の創設について（プログラム登録特例法第4条関係）

プログラムの著作物に係る著作権の侵害が問題となる訴訟において、例えば、原告プログラムと被告プログラムが類似しており、被告プログラムが原告プログラムに依拠して創作されたものであるかが争点となった場合には、両プログラムの創作年月日の先後関係が重要な判断要素となる。このような場面において、原告プログラムについてあらかじめ創作年月日の登録がされていた場合には、基本的に、その年月日に原告プログラムが創作されたものと推定されることとなる（法第76条の2第2項）。

しかしながら、こうした推定効果は、あくまで訴訟において問題となっている原告プログラムがあらかじめ登録されたものである場合に働くものであるところ、著作権登録原簿の記載事項証明書にはプログラムの名称及び概要しか記載されていないことから、原告プログラムと登録されたプログラムの同一性を立証するには不十分な場合がある。現に、「訴訟で争いになっているプログラムの著作物と、登録されたものが同一か否かが明らかではないことから、登録された創作年月日は根拠とならない」といった主張がなされ、結果として創作年月日の登録を受けた効果を楽しむことができなかった事例も存在している。

このため、今般の改正では、訴訟等での立証の円滑化に資するため、著作権者等が文化庁長官（指定登録機関）に対し、自ら保有するプログラムの著作物と事前にプログラム登録をしたプログラムの著作物が同一であることの証明を請求することができる旨の規定を新たに設けることとした。これにより、原告は、両プログラムの同一性を証明する書面の交付を受け、それを訴訟に提出することで、登録による創作年月日の推定等の登録の効果を実際に享受できることとなる²¹。

なお、同一性の証明制度に関する請求手続や手数料の額については、政令に委任することとしている（現時点では政令は未制定である）。

²¹ これは、あくまで、創作年月日の登録等の効果を実際に主張できるようにするための措置であり、著作権侵害の紛争の当事者それぞれが保有するプログラムの著作物が同一のものであることを証明するものではない点に留意が必要である。

1) プログラム登録に関する手数料免除規定の廃止について（プログラム登録特例法第 26 条関係）

改正法による改正前のプログラム登録特例法第 25 条では、プログラム登録を行う場合は実費を勘案して政令で定める額（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令第 2 条の規定により 47,100 円）の手数料を、また改正前の著作権法第 78 条第 5 項では、プログラム登録に係る著作権登録原簿の謄本等の交付等を請求する場合は実費を勘案して政令で定める額（著作権法施行令第 14 条の規定により、プログラムの著作物に係る著作権登録原簿に記載されている事項を記載した書類の交付は 2,400 円、附属書類の写しの交付は 1,100 円、附属書類の閲覧は 1,050 円）を、それぞれ手数料として納付すべきことが定められているが、こうした手数料の納付義務については、納付すべき者が国又は独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しないこととされていた（改正前のプログラム登録特例法第 26 条）。

この点、手数料の納付義務を免除された国又は独立行政法人からプログラム登録等の申請があった場合には、当該申請に係る事務等に要した費用は全額を民間法人である SOFTIC が負担することとなるところ、近年は手数料免除者からの申請割合が全体の 3 分の 1 を超える状況が続いており、SOFTIC の財源が著しく逼迫されている状況にある。また、手数料を納付することが義務付けられている民間企業等とのイコルフットィングについても、問題が生じていた。

このような状況を踏まえ、今般の改正では、制度の持続可能性を確保するとともに、民間企業等とのイコルフットィングを図るため、手数料の納付義務を免除する規定を削除し、国や独立行政法人も原則どおり手数料を納付すべきこととした。

9. 施行期日

施行期日は、改正事項によって以下のとおり分かれている。

①令和 2 年 10 月 1 日

1. リーチサイト対策、
2. 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、
3. 行政手続に係る権利制限規定の見直し、
5. 著作物等を利用する権利に関する対抗制度の導入

②令和3年1月1日

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化、6. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、7. アクセスコントロールに関する保護の強化、8. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（②プログラム登録に関する手数料免除規定の廃止に係る部分）

③公布の日（令和2年6月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

8. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（①同一性証明制度の創設に係る部分）

IV. 条文解説

1. リーチサイト対策

(1) リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供行為のみなし侵害化（新法第113条第2項、第120条の2第3号関係）

（侵害とみなす行為）

第百十三条（略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当

の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

3～11 （略）

本規定は、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為について、リンク先が侵害コンテンツであることを知ってい

たか、知ることができたと認められる場合には著作権等を侵害する行為とみなし、民事措置（差止請求・損害賠償請求）を可能とするものである。

具体的には、①「送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（…）の提供により」、②「侵害著作物等（…）の他人による利用を容易にする行為」であつて、③「第一号に掲げるウェブサイト等」において又は「第二号に掲げるプログラム」を用いて行う行為を、④「当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」には、⑤「当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす」こととしている。

以下では、①～⑤の各要素について個別に解説する。

①「送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（…）の提供により」について

ここでは、下記②の行為（侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為）を行うに当たっての手段を、（a）「送信元識別符号」の提供と、（b）「送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの」の提供の2つに限定している。

「送信元識別符号」は、新法第47条の5第1項第1号において「自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。」と規定されており、いわゆるURLを意味するものである。

「送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの」は、現状のリーチサイト・リーチアプリの実態や脱法行為の防止等の観点を踏まえて規定したものであり、URLの提供と同じかそれに類する効果を有する手段、すなわち、それによってある程度直接的かつ実質的に侵害コンテンツへの到達が可能となると評価できる手段であれば、広くこれに該当することとなる。

具体的には、（ア）URLの一部を「☆」などの記号に置き換えたものや、（イ）海賊版蔵置サイト内の検索機能を使用して、当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」、（ウ）侵害コンテンツのリンクが掲載されたページへのリンク

(形式的に一度異なるページを挟む場合を含む。)などが対象となるものと考えられる。

②「侵害著作物等(…)の他人による利用を容易にする行為」について

ここでは、みなし侵害の中核となる行為を、上記①の手段(送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するものの提供)により「侵害著作物等(…)の他人による利用を容易にする行為」として規定している。上記①の説明とも重なるが、侵害コンテンツへの直接のリンク提供に限らず、ある程度直接的かつ実質的に侵害コンテンツの利用を容易にしていると評価できる行為であれば、広くこれに該当することとなる。

ここでいう「利用」とは、支分権の対象となる行為(複製等)に限らず、著作物等を無体物として用いる行為全般を意味しており、閲覧・視聴等もこれに含まれることから、ストリーミング型・オンラインリーディング型の侵害コンテンツへのリンク提供行為等もみなし侵害の対象となる。

〔「侵害著作物等」について〕

ここでいう「侵害著作物等」は、「(著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。))を除く。…)、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。…)」と定義されている。

(i)「(著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。))を除く。…)、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい」について

「侵害著作物等」とは、基本的には、著作権・出版権・著作隣接権という財産権を侵害してアップロード(送信可能化)が行われた著作物等(著作物、実演、レコード、放送又は有線放送)を意味している。リーチサイト対策は、あくまで海賊版被害という権利者の経済的利益の侵害を防止するための措置であることから、著作者人格権・実演家人格権を侵害しているか否かは問題にしない。

「第二十八条に規定する権利」は、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を意味しており、「著作権（第二十八条に規定する権利（…）を除く。）」との規定により、原著作者（A）の許諾なく二次的著作物の創作者（B）がアップロードした二次的著作物が「侵害著作物等」から除外されることとなり、当該二次的著作物へのリンク提供行為はみなし侵害に該当しないこととなる。これは、新たな創作性を付与された二次的著作物の流通によって原著作者の売上に悪影響を与えることは想定しづらく、現状で特段の被害実態も把握されていないことなどを考慮したものである。

なお、当該二次的著作物を、二次的著作物の創作者（B）の許諾なく、更に第三者（C）がアップロードしている場合には、二次的著作物の創作者（B）の権利（法第23条第1項に規定する公衆送信権）が直接侵害されているものと評価されることから、「第二十八条に規定する権利（…）を除く」という規定にかかわらず、第三者（C）が無断アップロードした二次的著作物へのリンク提供行為等は、二次的著作物の創作（B）との関係でみなし侵害に該当し得ることとなる（原著作者（A）との関係では、当該行為もみなし侵害に該当しないこととなる）。

このように、本規定では第28条に規定する権利（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の侵害は基本的に問題としないこととしているが、さらに、「翻訳以外の方法（注：編曲、変形、翻案）により創作された二次的著作物に係るものに限る。」との規定を行うことにより、翻訳により創作された翻訳物が無断アップロードされている場合については「侵害著作物等」から除外しないこととしている。これは、出版社等から、翻訳物の違法アップロードによる被害も一定程度発生しており、そこへのリンク提供行為等を規制対象から除外すべきでないとの意見があったことを踏まえたものである。

このため、例えば、小説の翻訳版や、漫画の吹き出し・セリフ部分を外国語に翻訳したものが無断アップロードされている場合は「侵害著作物等」に含まれ、それらへのリンク提供行為等は、みなし侵害に該当し得ることとなる。

(ii) 「国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。…」について

国内法の及ばない国外でアップロードが行われた侵害コンテンツへのリンク提供行為等が行われることも想定されることから、国外で行われるアップロードが我が国の著作権法で評価すれば著作権等の侵害となる場合には、当該アッ

プロードが行われたコンテンツも「侵害著作物等」に含めることを規定している。

これにより、大本の侵害コンテンツがアップロードされた行為地にかかわらず、侵害コンテンツへのリンク提供行為等をみなし侵害とすることが可能となる。

③「第一号に掲げるウェブサイト等」において又は「第二号に掲げるプログラム」を用いて行う行為について

上記②の行為のうち、「第一号に掲げるウェブサイト等」（リーチサイト）において行う行為と、「第二号に掲げるプログラム」（リーチアプリ）を用いて行う行為のみを、みなし侵害の対象とすることを規定している。これは、インターネット上におけるリンク提供行為等が情報の流通にとって極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、侵害コンテンツへのリンク提供行為等を一律に規制するのではなく、リーチサイト・リーチアプリといった悪質な場・手段を用いて行うリンク提供行為等という、特に悪質で権利者に大きな不利益を与える行為を切り出して規制対象とすることとしたものである。

〔「第一号に掲げるウェブサイト等」（リーチサイト）について〕

「第一号に掲げるウェブサイト等」（リーチサイト）については、中立的な目的で運営されているウェブサイト等（掲示板や SNS などを含む。）が規制対象とならないようにしつつ、悪質なウェブサイト等による脱法行為を許さないようにする観点から、①「当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（…）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」（第1号イ）と、②「イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」（第1号ロ）という2類型に分けて規定している。

(i)第1号イについて

第1号イの類型は、サイト運営者が侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容を作り込んでいるような場合（質的悪質性）を想定して規定したものである。

具体的には、(ア)「侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること」（例えば、「今なら無料で読み放題！ここをクリック」といった表示がされていること）と、(イ)「侵害送信元識別符号等が強調されていること」（例えば、侵害コンテンツへのリンクが目につきやすいよう、文字の大きさや色合いなどが工夫されていること）を考慮要素として例示しつつ、「その他の侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」を対象として規定している。

これに該当するか否かは、個別具体の状況に応じて最終的には司法の場で判断されることになるが、ここでは、「殊更に誘導するもの」といえる程度に作り込みがなされた質的に悪質なサイトを対象とすることを想定しており、単に侵害コンテンツへのリンクの数が多いことのみをもって、これに該当すると評価されるものではない。逆に、侵害コンテンツへのリンクの数がそれほど多くなくても、利用を促す文言の表示やリンクの強調等の程度によっては、これに該当すると評価されることも十分にあり得る。

(ii)第1号ロについて

第1号ロの類型は、第1号イのようにデザインや表示内容を作り込んでいないものの、掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合（量的悪質性）を想定して規定したものである。

具体的には、(ア)「当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数」（侵害コンテンツへのリンクの絶対数）、(イ)「当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合」（リンク数全体に占める侵害コンテンツへのリンク数の相対的割合）、(ウ)「当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況」（侵害コンテンツへのリンクが利用しやすくなるようなレイアウトの工夫等）を考慮要素として例示しつつ、「当該ウェブサイト等における侵害送信元

識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」を対象として規定している。

これに該当するか否かは、個別具体の状況に応じて最終的には司法の場で判断されることとなるが、例えば、侵害コンテンツへのリンクが数百件以上に及ぶ場合や、リンク全体の半分以上が侵害コンテンツへのリンクであるような場合のほか、侵害コンテンツへのリンクの絶対数・割合がそれほど大きくなかったとしても当該ウェブサイト等の利用者のアクセスが侵害コンテンツに集中している場合（適法コンテンツへのリンクはあまり利用されていない場合）などには、基本的にこれに該当するものと考えられる。

〔「第二号に掲げるプログラム」（リーチアプリ）について〕

リーチアプリには、大きく分けて、(ア)アプリ内にあらかじめリンク情報が埋め込まれているもの、(イ)アプリ起動後に外部サーバーに蔵置されたリンク情報を取得するものの2種類が存在する。いずれも、アプリを介してリンク情報等を提供することによりユーザーを侵害コンテンツへ誘導するものであり、基本的にリーチサイトと同様の機能・役割を果たすものであることから、上記(i)と同様に、「…公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム」（第2号イ）、「…主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム」（第2号ロ）という2類型に分けて規定している（上記(i)と内容が重複するため、説明は省略）。

④「当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」について

インターネット上のコンテンツについては、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのかが不明確なものも多く、リンク情報等の提供者がその判断を行うことは容易でない場合も想定されるところ、リンク提供行為等の萎縮防止の観点から、このような場合まで一律にみなし侵害の対象とならないようにする必要があるため、上記①～③の客観要件に加え、主観要件として、リンク情報等の提供者がリンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることを知っていたか、知ることができたと認められることを要件として規定している。これにより、たとえリーチサイトにおいて侵害コンテンツへのリンク提供行為等を行ったとしても、それが侵害コンテンツであることを過失なく知ら

なかった場合（過失なく適法コンテンツであると誤解した場合を含む。）には、みなし侵害の対象とはならないこととなる。

「当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合」とは、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることを認識していた場合を意味しており、「（当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを）知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」とは、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることは認識していなかったが、認識を欠いていたことについて過失があった場合を意味している。

⑤「当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす」について

リーチサイト対策は、あくまで海賊版被害という権利者の経済的利益の侵害を防止するための措置であることから、著作権・出版権・著作隣接権という財産権の侵害とみなすこととしており、著作者人格権・実演家人格権の侵害とみなすこととはしていない（この取扱いは、上述の「侵害著作物等」の定義と連動している）。このため、著作権者・出版権者・著作隣接権者（財産権を有する者）のみが、新法第113条第2項のみなし侵害に関して、民事措置（差止請求・損害賠償請求）を講ずることができることとなる。

（2）リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化（新法第113条第3項）

（侵害とみなす行為）

第百十三条（略）

2（略）

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除

く。)又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者(当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者(著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。)を除く。)が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4～11 (略)

本規定は、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供行為等が行われている場合に、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、リンク先が侵害コンテンツであることを知っていたか、知ることができたと認められる場合で、かつリンクの削除を行うことが技術的に可能であるにもかかわらず削除せず放置する行為(すなわち、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が自らリンク提供行為等を行っているのと同視できるような悪質な行為)について、著作権等を侵害する行為とみなし、権利者からリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する民事措置(削除請求等)を可能とするものである。当然ながら、これは、サイト運営者等に投稿に対する常時監視義務を課すものではない。

具体的には、①「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者(…)」又は「侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者(…)」が、②「当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイ

ト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合」であって、③「当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」において、④「当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為」は、⑤「当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす」こととしている。

以下では、①～⑤の各要素について個別に解説する。

①「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者(…)」又は「侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者(…)」について

ここでは、本規定により侵害とみなされる行為の主体として、リーチサイト運営者とリーチアプリ提供者を規定している。「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者」がリーチサイト運営者、「侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者」がリーチアプリ提供者を意味している。

リーチサイトについては、インターネット上でサイトの閲覧等ができるように公開することを示すため「公衆への提示」（情報を無体物として公に伝達すること）という文言を用いているのに対し、リーチアプリについては、インターネット上でアプリのダウンロード等ができるように公開する場合のほか、アプリが記録されたCD-ROMやUSBなどの有体物を譲渡する場合も想定されることから、有体物として公に伝達することも含めるため、「公衆への提供等」（新法第47条の5第1項において「公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。」と定義されている）という文言を用いている。

〔プラットフォーム・サービス提供者の除外について〕

(i) プラットフォーム・サービス提供者の除外（原則）

本規定では、リーチサイト運営者とリーチアプリ提供者を主体として規定しつつ、自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていないプラットフォーム・サービス提供者には基本的に規制が及ばないこ

とが明確となるよう、除外規定を設けている。なお、これはあくまで関係事業者から具体的な懸念が示された事例に関する取扱いを明確化するために、本規定の射程を確認的に想定したものであり、プラットフォーム・サービス提供者以外の取扱いを含め、反対解釈等を招くことは想定していない。

具体的には、リーチサイト運営者に関しては「(当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者(…)を除く。)」という規定を設けている。

「当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等」とは、リーチサイトとリーチサイト以外の相当数の一般的なウェブサイト等を包括している汎用的なウェブサイト(プラットフォーム)、すなわち、基本的には適法なサイトで構成されているが、一部違法なリーチサイトが紛れ込んでいるという大型のウェブサイトを意味する。例えば、YouTubeの特定のチャンネルによる投稿のまとまりがリーチサイトに該当する場合(その他の相当数のチャンネルによる投稿のまとまりはリーチサイトに該当しない場合)のYouTube全体や、SNSの特定のアカウントによる投稿のまとまりがリーチサイトに該当する場合(その他の相当数のチャンネルによる投稿のまとまりはリーチサイトに該当しない場合)のSNS全体などがこれに該当することとなる。

「単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者」とは、上記の汎用的なウェブサイト(プラットフォーム)において、単に、特定のユーザーによるリーチサイト提示の機会を提供したに過ぎない者、すなわち、単に場所を貸しているだけであるなど、ごく間接的な関与しか行っていないと評価される者を意味しており、例えば、上記のYouTubeの事例におけるYouTube全体の管理者であるGoogleや、SNSの事例におけるSNS全体の管理者がこれに該当することとなる。

リーチアプリ提供者に関しては「(当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易

化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（…）を除く。）」という規定を設けている。

基本的な構造はリーチサイト運営者に関する規定と同様であるが、リーチアプリの提供に係るプラットフォームについては、2つの類型が想定されることから、(ア)「当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等」として、リーチアプリ提供のために用いられているウェブサイトと相当数の一般的なウェブサイトを含む汎用的なウェブサイト（プラットフォーム）（例：SNSの特定のアカウントがリーチアプリの提供を行っている場合のSNS全体）を、(イ)「当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等」として、リーチアプリとリーチアプリ以外の相当数の一般的なアプリの提供のために用いられている汎用的なウェブサイト（プラットフォーム）、すなわち、基本的には適法なアプリの提供等が行われているが、一部違法なリーチアプリが紛れ込んでいるというウェブサイト（例：App StoreやGoogle Play）をそれぞれ規定している。

(ii) プラットフォーム・サービス提供者であっても除外されず規制が及ぶ場合（例外）

上記(i)のとおり、プラットフォーム・サービス提供者には基本的に規制が及ばないことを明確化する一方で、プラットフォーム・サービス提供者であったとしても、悪質な場合には規制が及ぶこととする必要があるため、「(…)単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）」と規定している。

これにより、プラットフォーム・サービス提供者が、権利者から侵害コンテンツへのリンクの削除請求を受けたにもかかわらず、それを正当な理由なく相当期間にわたって放置しているような場合には、規制が及び得ることとなる。「その他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合」とは、例えば、プラットフォーム・サービス提供者が、そもそも権利者からの削除請求を受け付ける窓口自体を設けていない場合などが想定される。

他方、プラットフォーム・サービス提供者は自ら提供するサービスにおいてリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為が行われているか否かを常時監視するような対応まで行う必要はなく、米国の DMCA や日本のプロバイダ責任制限法に基づき、削除要請等に適切に対応している場合には、「…特別な事情がある場合」には該当せず、規制対象とはならないものと考えられる。なお、削除要請等を受けたプラットフォーム・サービス提供者の対応としては、(ア)リーチサイトの場合には、自ら当該リンクを削除することや、当該リーチサイトの運営者に対して当該リンクの削除を求めることなど、(イ)リーチアプリの場合には、アプリ提供者に対して当該リンクの削除を求めることなどが想定される。

②「当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合」について

本規定は、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、他人の行った侵害コンテンツへのリンク提供等を放置する行為をみなし侵害とするものであるところ、ここでは、その対象場面として、自ら運営するリーチサイトという場において又は自ら提供するリーチアプリを用いて、他人が侵害コンテンツの利用を容易化するためのリンク提供等を行っている場合であることを規定している。

③「当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において」について

ここでは、リンク提供等を放置する行為がみなし侵害となるための要件として、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失があることを規定している。このため、リンク先が侵害コンテンツであることを知らなかった場合や、過失なく適法コンテンツであると誤解したなどの場合には、侵害とはみなされない。

なお、当然ながら、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについての故意・過失があると言えるためには、その前提としてリンク提供行為等が行われているという事実の認識が必要となるところ、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、そもそも当該リンク提供行為等が行われているという

事実自体を把握していなかった場合には、故意・過失がないものと評価され、侵害とはみなされないこととなる。

④「当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為」について

みなし侵害の対象となる行為として、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者が、侵害コンテンツの利用を容易にする行為を防止する措置（例：自ら当該リンクを削除することや、リンク提供者に対して当該リンクの削除を求めること）を講ずることができるにもかかわらず当該措置を講じないという不作為を規定している。例えば、投稿内容の削除権限を別に者に付与している場合や、自らはリンクを削除することができずリンク提供者に当該リンクの削除を求めても対応がなされない場合等は、「技術的に可能」ではないと評価され、侵害とはみなされないものと考えられる。

（3）新法第113条第4項について

（侵害とみなす行為）

第百十三条（略）

2・3（略）

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。

5～11（略）

本規定は、新法第113条第2項及び第3項において各所に用いられている「ウェブサイト等」という用語の定義を定めるものであり、この定義をベースにして、リーチサイト等の対象範囲等が決まることとなる。

具体的には、①「送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ」(…)の「集合物」(いわゆるウェブサイトの全体)を基本としつつ、②「当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するもの」(ウェブサイトの一部であつて一定のまとまりと評価できるもの)も定義に含めている。

①「送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ(…)の集合物」について

ウェブサイトは、一般に、ドメイン名(送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分。文化庁ウェブサイトであれば、「www.bunka.go.jp」)が共通するウェブページ(インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録)の集合物(全体)指すものとされている。

ドメイン名はURLの一部を構成するものであるところ、現行法において、URLを指す用語として「送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。…)」(法第47条の5第1項第1号)という用語が用いられていることを踏まえ、新法第113条第4項においては、「送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために割り当てられた部分が共通するウェブページ(…)の集合物」と規定することで「ウェブサイト」を定義することとしている。

〔「ウェブページ(インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。…)」について〕

ここでは、ウェブサイト等の構成要素となる「ウェブページ」の定義について、HTMLなどのウェブ言語に関する詳細な規定が必要となることや技術の進展等に応じて迅速に対応する必要があることを踏まえて、その具体的な内容を文部科学省令(著作権法施行規則)に委任して規定することとしている。文部科学省令では、ウェブページの一般的な特徴である、(ア)HTMLなどのウェブ言語によって記述されているものであること、(イ)インターネットを通じてアクセスした場合に、パソコン等の画面上で個々のURLによって特定された一つのページとして表示されるものであることを前提に、「HTMLその他の記号及びその

体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるもの」(著作権法施行規則第25条)と規定している。

②「当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するもの」について

ウェブサイト全体としてはリーチサイトに該当しないものの、ウェブサイトの一部において侵害コンテンツへの悪質な誘導行為が行われている場合に対応するために、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページであつて公衆への提示が一体的に行われていると評価されるものを対象として規定し、その際、一定のまとまりと評価されるものの要件を政令で規定することとしている。

「ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるもの」とは、ウェブサイトと実質的に同視しうる態様で閲覧に供されているもの、すなわち窓口となるページが設けられており、そこを経由して、利用者が各ウェブページに容易に到達し、各ウェブページを一体的に閲覧することが可能となっていると評価できるものを意味している。

これを踏まえ、政令では、「複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるもの」の要件として、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに、(ア)当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われているウェブページと、(イ)当該複数のウェブページを構成する他のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置が講じられているウェブページ、の両方が含まれていることを規定している。

なお、(ア)と(イ)のウェブページは、通常、同一のウェブページであることが想定されるが、別々のウェブページである場合も排除するものではない。

上記(ア)の「当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われているウェブページ」とは、例えば「少年漫画」などのカテゴリー

名や SNS のアカウント名が表示されているウェブページを指している。これらのウェブページが、当該複数のウェブページの他のウェブページとの区別を明らかにするとともに、利用者に対して当該複数のウェブページで閲覧できる情報がどのようなものであるかをわかりやすく示す機能を有することを考慮して、要件として規定したものである。

上記(イ)の「当該複数のウェブページを構成する他のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置が講じられているウェブページ」とは、各ウェブページへのリンク情報等を一括して表示する窓口ページや、SNS における個々の投稿内容が一覧できるトップページなどを指している。これらのウェブページが、利用者による各ウェブページの一体的な閲覧を容易にする機能を有することを考慮して、要件として規定したものである。

これにより、ウェブサイトや掲示板において特定のカテゴリの下に分類されたページのまとめりや、SNS やブログにおける特定のアカウントによる投稿のまとめりなどが対象となるものと考えられる。

(4) リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供行為に対する刑事罰について

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四・五 (略)

第二百十三条 第一百九条、第二百十条の二第三号から第五号まで、第二十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 (略)

第二百十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者

を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第一百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第二百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑 二 第一百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第二百二十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑
2～4 (略)

本規定は、新法第 113 条第 2 項の規定により侵害とみなされる、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク提供等を行う行為に対する刑事罰について定めるものである。

「第一百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為」とは、前記 1. (1) で解説したリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク情報等を提供する行為を指している。なお新法第 113 条第 2 項では、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて知っていた場合のみならず知ることができたと認められる場合も対象とされているが、本規定では、過失犯の処罰規定を設けていないことから、故意犯処罰の原則が適用され、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであるという点を含めて故意がある場合に限って罰則の対象となる（「第一百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為」という文言を機械的に捉えるべきはない）。

法定刑の水準及び「親告罪」とすることについての説明は、〔前編〕Ⅲ.

1. (2) ①(v)に記載のとおりである。

なお、第 124 条第 1 項 (第 2 号) において、法人等に対して行為者本人と同じ水準の罰金刑を適用する旨の両罰規定が設けられており、新法第 113 条第 2 項に係る罰則 (新法第 120 条の 2 第 3 号) もその対象となる。

(5) リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する刑事罰について

第一百十九条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

一～三 (略)

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第百十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

第二百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号から第五号まで、第百二十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 （略）

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 （略）

2～4 （略）

本規定は、リーチサイト運営者（第119条第2項第4号）及びリーチアプリ提供者（同項第5号）に対する刑事罰について定めるものである。

①「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（…）」（第4号）について

リーチサイト（侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等）の「公衆への提示」を行う行為について、侵害コンテンツへのリンク提供行為等とは独立して、刑事罰の対象とすることとしている。新法第113条第3項は、他人が行つた侵害コンテンツへのリンク提供行為等に関してリーチサイト運営者に民事責任を課すものであるため、リーチサイト運営者が自らリンク提供行為等を行っているのと同視できる状況にあることを規定する観点から様々な要件を課しているが、そもそもリーチサイト運営行為自体が悪質性の高い行為であり独立して刑事罰の対象とすべきであることから、同項の要件にかかわらず、リーチサイト運営者に刑事罰を科すこととしている。

「公衆への提示」とは、情報を無体物として公に伝達することを意味するものであり、「（…）公衆への提示を行つた者」とは、リーチサイトのサーバーを管理することなどを通じて、リーチサイトを公衆が閲覧できる状態に置いた者を意味するものである。法第49条第1項第1号において「公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）」という定義規定が置かれていることから、実際に、そのリーチサイトを公衆が閲覧したか否かにかかわらず、公衆が閲覧できる状態に置いた時点で刑事罰の対象となり得る。

本規定においても、前記1.（2）①と同様の趣旨から、「（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（…）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（…）を除く。）」という規定を設けており、基本的に、プラットフォーム・サービス提供者は刑事罰の対象とならないことを明確化している。

法定刑の水準及び「親告罪」とすることについての説明は、〔前編〕Ⅲ. 1.（2）①(v)に記載のとおりである。

なお、本件刑事罰については、組織的・大規模な侵害が行われる場面で適用されることが多いものと考えられることから、新法第124条第1項（第1号）において、法人等に対する罰金刑を3億円以下という形で大幅に加重することとしている。

②「侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行った者（…）」 （第五号）について

リーチアプリ（侵害著作物等利用容易化プログラム）の「公衆への提供等」を行う行為について、侵害コンテンツへのリンク提供等とは独立して、刑事罰の対象とすることとしている（新法第 113 条第 3 項との関係は上記①に記載のとおりである）。

「公衆への提供等」は、新法第 47 条の 5 第 1 項において「公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。」と定義されており、「公衆への提供」（無体物として公に伝達すること）と「公衆への提示」（有体物を介して公に伝達すること）の両方が含まれる。前者としては、リーチアプリが記録された CD-ROM や USB 等の記録媒体やリーチアプリが組み込まれた装置を譲渡・貸与する行為など、後者としては、リーチアプリをインターネット上でダウンロードできるように公開する行為や、求めに応じてメールで送信する行為などが想定される。

本規定においても、1.（2）②と同様の趣旨から、「当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（…）を除く。」という規定を設けており、基本的に、プラットフォーム・サービス提供者は刑事罰の対象とならないことを明確化している。

③その他

法定刑の水準及び「親告罪」とすることについての説明は、〔前編〕Ⅲ.

1.（2）①（v）に記載のとおりである。

告訴権者については、刑事訴訟法第 230 条において「罪により害を被つた者は、告訴をすることができる」と規定されているところ、リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為によって、そこに掲載された個々のリンクに係る権利者がそれぞれ被害を受けることから、個々の権利者が「罪により害を被つた者」として、それぞれ告訴を行うことが可能であると考えられる。当然なが

ら、複数の権利者が共同で告訴を行うことや、電子出版権の設定を受けた出版社が代表して告訴を行うことも可能である。

2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化

(1) 新法第30条第1項第4号等について

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られ著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二 (略)

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

3 (略)

本規定は、侵害コンテンツをそうと知りながらダウンロードする行為について、一定の要件の下、法第30条第1項の対象から除外し、私的使用であっても違法とするものである。従来から第3号により違法とされていた音楽・映像分野（録音・録画）については、基本的に現行どおりの取扱いとしつつ、第4号を新設し、その他の分野の著作物（録音・録画以外の複製）の取扱いを定めている。

第4号においては、①「著作権（…）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。…）」を、②「特定侵害複製であることを知りながら行う場合（…）」であることを中核的な内容として規定しつつ、国民の正当な情報収集等の萎縮を防止する観点から、③「第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く」、④「当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く」、⑤「当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」という、第3号（録音・録画）にはない3つの除外規定を設けている。

また、第2項を新設して、下記②の解釈をより明確化するため、⑥「前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。」との解釈規定を設けることとしている。

以下では、①～⑥の各要素について個別に解説する。

①「著作権（…）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。…）」について
ここでは、違法化の対象となる行為の中核となる内容を規定している。

まず、「著作権（…）を侵害する自動公衆送信」であることが求められるため、当然ながら、当該自動公衆送信が権利者自らによって行われている場合や、権利者の許諾を得て行われている場合、権利制限規定の適用を受けて行わ

れている場合、文化庁長官の裁定制度を利用して行われている場合等には、これらを受信してダウンロードする行為は違法とはならない。また、例えば、メール送信は「自動公衆送信」に該当しないため、メールで侵害コンテンツのファイルを送り付けられた場合にそれを保存する行為も違法とはならない。個人用のクラウドロッカーからの送信についても「自動公衆送信」に該当しないため、それをダウンロードする行為も違法とはならない。

ここでいう「著作権（…）を侵害する自動公衆送信」には、「国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む」こととしているため、国内法の及ばない国外でアップロードが行われた侵害コンテンツのダウンロードも違法化の対象となる。また、仮にそのアップロード・送信行為が、国外では適法と評価される場合であっても、日本法に照らして著作権侵害と評価される場合には、そのダウンロードは違法化の対象となる。

次に、「デジタル方式の複製（録音及び録画を除く。…）」に関して、デジタル方式である以外は複製の手段を限定していないため、いわゆるダウンロードのほか、スクリーンショットやプリントスクリーン、コピー&ペーストなどを含め、様々な行為が含まれ得る。一方で、例えば、ウェブサイト上の記事や画像等をプリントアウトする行為は、「デジタル方式の複製」に該当しないため、違法とはならない。

また、「デジタル方式の複製（録音及び録画を除く。…）」として、第3号で規定している録音・録画以外の複製全般が対象に含まれているため、録音・録画の対象となる音楽・映像等を除き、幅広い分野・種類の著作物（漫画・雑誌・書籍・ビジネスソフト・ゲーム・学術論文・新聞・写真・歌詞・ウェブ上の記事など）のダウンロードが対象に含まれることとなる。

なお、単にインターネットを通じてコンテンツを視聴・閲覧する行為については、「複製」に該当しないため、違法とはならないとともに、視聴・閲覧に伴うキャッシュ等の蓄積（複製）についても、別途、法第47条の4第1項第1号の「電子計算機において、…無線通信…の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録する」行為に該当するため、違法とはならない。

②「特定侵害複製であることを知りながら行う場合」について

ここでは、主観要件として「特定侵害複製であることを知りながら行う場合」という要件を課すことで、アップロードが適法か否かわからなかった場合や、アップロードが適法にされたものと誤解した場合などにおけるダウンロードが違法とならないようにしている。条文上「知りながら」と明記していることから、確定的な認識を有している場合のみが対象となる（なお、この「知りながら」という要件はあくまで民事措置の要件として個別に規定したものであり、刑法における「故意」の解釈と直接関係するものではない）。このため、ユーザーとしては、積極的にダウンロードしようとしているコンテンツの適法性を確認するまでの必要はなく、それが明らかに違法にアップロードされたものだと考える場合にダウンロードを控えれば良いこととなる。

主観要件は、改正前の第3号においては、「…であるという事実を知りながら行う場合」と規定されていたが、これでは純粋な「事実」（権利者の許諾を得ずにアップロードされたことなど）を知っていることのみをもってダウンロードが違法と解される可能性も完全には否定できないことから、適法に引用されたものと誤解した場合のように「法的評価」を誤った場合にもダウンロードが違法とならないことを明確化するため、「特定侵害複製であることを知りながら」と規定することとしている。

「特定侵害複製」という定義の中には、「第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く」及び「当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く」ということも含まれているため、例えば、それが二次創作・パロディだと誤解した場合や、「軽微なもの」だと誤解した場合にも、ダウンロードは違法とならない。

なお、上述のとおり、音楽・映像分野（録音・録画）については現行の第30条第1項第3号を存置することとしているが、この主観要件は現行規定の趣旨をより適確に表現するものであることから、第3号の主観要件についても併せて「特定侵害録音録画であることを知りながら」と改めている。

③「著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。…」について

ここでは、「著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。…」と規定することで、二次創作・パロディのダウンロードを基本的に違法化対象から除外することとしている。

「第二十八条に規定する権利」は、二次的著作物の利用に関する原作者の権利を意味しており、「第二十八条に規定する権利（…）を除く。」との規定により、原作者Aの許諾なく二次的著作物の創作者Bが当該二次的著作物をアップロードした場合の原作者Aに対する著作権侵害が除外されることとなり、当該二次的著作物のダウンロードは違法とならないこととなる。他方、当該二次的著作物を、二次的著作物の創作者Bの許諾なく、更に第三者Cが違法にアップロードしている場合には、二次的著作物の創作者Bの権利（法第23条第1項に規定する公衆送信権）が直接侵害されているものと評価されることから、第三者Cが違法アップロードした二次的著作物のダウンロードは違法となり得ることとなる。

本規定では第28条に規定する権利（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の侵害は基本的に問題としないこととしつつ、「翻訳以外の方法（注：編曲、変形、翻案）により創作された二次的著作物に係るものに限る。」との規定により、翻訳により創作された翻訳物が違法アップロードされている場合におけるダウンロードについては違法化対象から除外しないこととしている。これは、出版社等から、翻訳物の違法アップロードによる被害も一定程度発生しており、そのダウンロードも規制対象から除外すべきでないとの意見があったことを踏まえたものである。このため、例えば、小説の翻訳版や、漫画の吹き出し・セリフ部分を外国語に翻訳したものが違法アップロードされている場合に、それをダウンロードする行為は、違法となり得ることとなる。

④「(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。…)」について

ここでは、漫画の一コマなどの「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外することとしている。

「軽微なもの」に該当するか否かを判断する際の考慮要素として、(ア)「当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合」、(イ)「当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度」を例示している。

(ア)は、権利者の許諾を得て適法に流通している状態での著作物全体の分量のうち、ダウンロードされた分量の占める割合を意味しており、その割合がごく小さい場合には「軽微なもの」と認められるものと考えられる。漫画や小説、論文など一定の分量を有する著作物については、通常、著作物全体のうちの程度の割合が複製されたかが重要となることから、この要素が「軽微なもの」に当たるか否かの判断に与える影響が大きいものと考えられる。典型的には、数十ページで構成される漫画の一コマ～数コマ、長文で構成される論文や新聞記事などの数行、数百ページで構成される小説の数ページなどは基本的に「軽微なもの」に該当する一方で、漫画の一話の半分程度、一コマ漫画の一コマ、論文や新聞記事の半分程度、絵画や写真など一枚で作品全体となるものなどは基本的に「軽微なもの」には該当しないものと考えられる。なお、これは半分程度になると基本的に「軽微なもの」に該当しないということであって、半分程度までなら「軽微なもの」として許容されるということではないため、注意が必要である。

(イ)は、違法アップロードされている画像等の画質を意味しており、その画質が極めて低い場合には「軽微なもの」と認められるものと考えられる。絵画やイラスト、写真などの著作物については、通常、その画質が鑑賞に堪えるようなものかどうか重要な要素となることから、この要素が「軽微なもの」に当たるか否かの判断に与える影響が大きいものと考えられる。典型的にはサムネイル画像のダウンロードなど画質が低くそれ自体では鑑賞に堪えないものは基本的に「軽微なもの」に該当する一方で、絵画・イラストなどの鮮明な画像などは基本的に「軽微なもの」には該当しないものと考えられる。

(ア)(イ)のほか、「その他の要素」に照らして判断することとなるため、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け(重要性)

等に応じて、上記以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る。例えば、ある程度の分量をダウンロードしたとしても、ダウンロードした部分が著作物全体の中であまり重要でないと認められるなどの場合には、「軽微なもの」と認められる余地があると考えられる。いずれにしても、最終的には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるものである。

⑤「(当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)」について

ここでは、様々な要素に照らし、違法化対象からの除外を柔軟に判断できるバスケットクローズ規定（最終的な安全弁）として、「…著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」旨を規定している。

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当するか否かを判断する際の考慮要素として、(ア)「当該著作物の種類及び用途」、(イ)「当該特定侵害複製の態様」を例示しており、この2つの要素の兼ね合いによって判断が行われることとなる。

(ア)は、著作物の種類や用途による保護の必要性の程度という、著作物側・権利者側の事情に関する考慮要素である。例えば、有償で販売されているもの、経済的価値の高いものなど、保護の必要性が高いと認められるものについては「特別な事情」があるとは評価されづらい一方で、無償で広く提供されているものや、違法行為のために用いられるもの、正規市場での入手が困難であるものなど、必ずしも保護の必要性が高くないと認められるものについては「特別な事情」があると評価されやすくなるものと考えられる。

(イ)は、ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様という、利用者側の事情に関する考慮要素である。例えば、(i)違法行為から自らを守る目的や正しい知識を得る目的でダウンロードすることが必要である場合や、他の著作物の中に侵害コンテンツが組み込まれていて分離が困難である場合など、ダウンロードを行う正当性・必要性が高いと認められる場合や、(ii)ダウンロードした分量が少ない場合や、ダウンロードしたのが著作物全体の中でそれほど重要でない部分である場合など、ダウンロードの態様が悪質でない（著作物の本来の用途とバッティングする可能性が比較的低い）と認められる場合については、「特別な事情」があると評価されやすくなるものと考えられる。

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情」に該当するかどうかは、最終的には、上記の考慮要素に関する個別事情を踏まえて司法の場において判断されるものであるが、例えば、①詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードする場合や、②無料の大学紀要に掲載された論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイトに批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、その文章を全体として保存する場合（正しい知識を得るためには、その批判文と批判対象の論文をセットで保存する必要）、③有名タレントの SNS に、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、その SNS 投稿を保存する場合（有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要）などが典型例として考えられる。

この「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」という規定は、あくまで例外的・特殊な場合に適用されることを想定したものであることに留意が必要である。また、(ア)と(イ)の双方の事情が有利に働く場合に初めて「特別な事情」に該当するとの判断がなされることを想定しており、例えば、有償で販売されている漫画などの海賊版をダウンロードする場合（(ア)の事情が不利に働く場合）などには、ダウンロードの目的・必要性などの事情にかかわらず、「特別な事情」には該当しづらいものと考えられるとともに、例えば、その著作物がもともと無償で提供されていること（(ア)の事情が有利に働くこと）のみをもって「特別な事情」に該当すると判断されることも想定していない。

この要件については、他の要件とは異なり、規定の最後に「(…著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）」というただし書のような形で規定することで、ユーザー側に、自らのダウンロード行為が「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当することの立証責任を負わせることを意図している。上記(ア)の事情については、既に権利者側の立証により明らかとなっていることが想定されるところ、ユーザー側は、主として自らの把握している(イ)の事情について立証すれば良いこととなるため、立証に大きな困難はないものと考えられる。

- ⑥「前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。」について（第30条第2項）

「特定侵害録音録画であることを知りながら」（第3号）、（第4号）「特定侵害複製であることを知りながら」という主観要件の解釈をより確実なものとする観点から、たとえ重大な過失（著しい不注意）があつたとしても、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には、第3号・第4号による違法化の対象に含むものと解釈してはならない旨を規定している。これは、民法一般においては重過失が故意と同等に扱われる場合もあることを前提に、インターネット上のコンテンツに関する適法・違法の判断がとりわけ困難であることを踏まえて、「…知りながら」の意味するところを確認的に規定したものである。このため、当然ながら、本項と同じ規定がないことをもって、同様に「…知りながら」と規定している新法第30条第1項第2号や他法令の規定について、「重大な過失により知らないで行う場合」も含まれるとの反対解釈を行うべきではない。

なお、上述のとおり、音楽・映像分野（録音・録画）については現行の第30条第1項第3号を存置することとしているが、この規定は、「…知りながら」という現行規定の趣旨をより明確化するものであることなどから、第3号についても併せて規定している。

（2）新法第119条第3項第2号等について

第百十九条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）に係る自動公衆送信を受

信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を継続的に又は反復して行つた者

4 前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

第二百二十三条 第一百十九条第一項から第三項まで、第二百十条の二第三号から第六号まで、第二百十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 （略）

本規定は、侵害コンテンツをそうと知りながらダウンロードする行為について、一定の要件の下、刑事罰の対象とするものである。

従来から刑事罰の対象となっていた音楽・映像分野（録音・録画）については基本的に現行どおりの取扱いとしつつ第119条第3項第1号において規定し、同項第2号においてその他の分野の著作物（録音・録画以外の複製）の取扱いを定めている。なお、従前の録音・録画と同様、全て親告罪としている。

本条第3項第2号においては、私的使用の目的をもって、①「著作物（著作権の目的となつているものに限る。…）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（…）を侵害する自動公衆送信（…）」を受信して行うデジタル方式の複製を、②「自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（…）」を③「継続的に又は反復して」行った者に対して、④「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととしている。その際、民事措置と同様、国民の正当な情報収集等の萎縮を防止する観点から、⑤「第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く」、⑥「当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く」、⑦「当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」という、録音・録画にはない3つの除外規定を設けている。

また、第4項及び第5項においては、民事措置と同様、②の解釈をより明確化するため、⑧「前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない」（第4項）、「第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者を含むものと解釈してはならない」（第5項）との解釈規定を設けることとしている。

以下では、刑事罰に特有の要件である①～④までについて解説する（⑤～⑧については、民事措置に関する解説をご参照いただきたい）。

①「著作物（著作権の目的となつているものに限る。…）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（…）を侵害する自動公衆送信（…）」について

ここでは、刑事罰の対象となる行為を特に悪質性が高いと認められる行為に限定する観点から、従来の録音・録画の規定と同様、刑事罰の対象となる著作物を、正規版の著作物が有償で適法に提供・提示されているもの限定している。この要件の解釈は、基本的に、録音・録画に係る現行規定と同様であるが、「有償」とは、著作物の提供・提示自体に対しての対価を利用者から徴収するものであることを意味しており、典型的には市販されているものや有料配信されているものがこれに該当する。一方で、例えば、広告モデルで無料配信されているものはこれに該当しない。また、「有償で公衆に提供され、又は提示されているもの」と規定しているため、ダウンロードの時点において現に有償で提供・提示されている必要があり、過去に有償で提供・提示されていたものの現在では有償で提供・提示されていないという場合は、これに該当しないこととなる。

なお、録音・録画に関しては、実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者の著作隣接権にも関わるため、著作権と著作隣接権の双方を含めた形で規定しているが、録音・録画以外の複製に関しては、(ア)実演家・レコード製作者の権利は録音・録画以外の複製を行う場合には働かないこと、(イ)放送事業者・有線放送事業者の権利（複製権）は、放送・有線放送の一場面を写真撮影等した画像のデジタル方式の複製が行われる場合に働き得るものの、このような複製は基本的に「軽微なもの」と評価される結果、刑事罰の対象となる場面が想定しづらいことから、著作隣接権については規定せず、著作権についてのみ規定することとしている。

②「自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（…）」について

新法第30条第1項第4号と同様に、主観要件を規定している。条文上「知りながら」と明記していることから、確定的な認識を有している場合のみが対象となる（民事措置として設けたのと同じ主観要件を、刑法における「故意」とは異なる独自の主観要件として規定している）。

また、「有償著作物特定侵害複製であることを知りながら」と規定することとしており、ダウンロードしたものが「有償著作物」であることも「…知りな

がら」の対象となることから、正規版が有償で提供・提示されているか否かがわからずにダウンロードした場合や、正規版が無償で提供されているものと勘違いしてダウンロードした場合は、刑事罰の対象とはならないこととなる。

なお、従前の録音・録画に係る規定（「…その事実を知りながら」）と異なる文言としていること、今回の改正に伴って録音・録画に係る規定も改めていることは、民事措置の場合と同様である。

③「継続的に又は反復して」について

ここでは、刑事罰の対象となる行為を特に悪質性が高いと認められるものに限定する観点から、録音・録画にはない要件として「継続的に又は反復して」ダウンロードを行うことを規定し、一定の期間にわたって複数回、繰り返しダウンロードを行う場合にのみ刑事罰を科すこととしている。これにより、単発的に行われるダウンロードは刑事罰の対象とはならないこととなる（当然ながら、単発的に行われるダウンロードであっても、民事措置の対象にはなる）。

④「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」について

法定刑の水準については、法益侵害の最も大きい事例を想定して定めるべきものであるところ、音楽・映像分野以外の著作物の中には、ソフトウェアや専門書・写真集などをはじめ高額で販売されるものも存在しており、ダウンロードによる法益侵害の程度も音楽・映像分野の場合と遜色がないものと評価されることから、現行の録音・録画と同じ水準に設定している。

3. 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大（新法第30条の2関係）

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達され

るもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

本規定は、写り込みに係る権利制限規定について、対象行為の拡大をはじめ様々な要件緩和を行うことで、規定の適用範囲の拡充・明確化を行うものである。

具体的には、①「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」を行うに当たって、②「その対象とする事物又は音（…）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。…）に係る著作物」は、当該著作物が、③「当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（…）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合」であって、④「当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において」、⑤「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととしている。なお、⑥「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」というただし書は、引き続き存置している。

以下では、①～⑥の各要素について個別に解説する。

(1) 新法第 30 条の 2 第 1 項について

①「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」について（対象行為の拡大）

ここでは、スクリーンショットや生放送・生配信を含め、日常生活等において一般的に行われる行為のうち、写り込みが生じ得るものが漏れなく対象となるよう、対象行為を「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」と規定している。新たに「放送」を例示として規定することで、複製を介さずリアルタイムで伝達する行為が対象に含まれることを明らかにするとともに、「その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」と規定することで、例示したものに限らず、技術・手法等を問わず、写り込みが生じ得る行為が幅広く対象に含まれるようにしている。また、従来あった「著作物を創作するに当たつて」という要件を削除しているため、固定カメラでの撮影・配信やスクリーンショットなど、アングルやカメラワークなどによる創作性が認められず著作物の創作とは評価できない行為も対象に含まれることとなる。

「…複製…する行為」としては、例えば、(ア)スマートフォンの画面をスクリーンショットにより保存する行為や、(イ)人物や風景を忠実に模写する行為（完全にそのままの形で再現できず若干の改変・変更を伴う場合等を含む。）、(ウ)風景をCG化する行為（一部にモザイク処理を施す場合等を含む。）、(エ)書籍等をコピーする行為（例：自らの記事が掲載された雑誌をコピーする際に、同一ページに他人の著作物が入り込む場合）なども幅広く対象に含まれることとなる。

また、「…複製を伴うことなく伝達する行為」とは、(オ)生放送や生配信など、対象となる事物の影像又は音を固定せずに、リアルタイムで公衆に伝達する行為を意味しており、顔の部分にモザイク処理を施した上で配信するなど若干の改変・変更を加えつつリアルタイムで伝達する行為も対象に含まれる。

ただし、ここで想定している行為は、あくまで、写真撮影・録音・録画・放送と同様に、風景などを、そのまま又はそれに準ずるような形で複製・伝達する行為であることから、その点を明確化するため、「これらと同様に…」と規定することとしており、例えば、風景などを映した動画の中に他人が作成したキャラクターを登場させて作品を作る場合など、他人の著作物を素材として利

用しつつ新たな作品を作り上げる行為のように、写り込みとは全く異なる場面における行為までが対象に含まれるものではない点には注意が必要である。

②「その対象とする事物又は音（…）に付随して対象となる事物又は音（複製
伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。
…）に係る著作物」について（「分離困難性」の要件の削除など）

ここでは、対象となる著作物を「その対象とする事物又は音（…）に付随して対象となる事物又は音（…）に係る著作物」と規定しており、メインの被写体（その対象とする事物又は音）に付随するものであれば、幅広く対象となる。従来あった「分離困難性」の要件を削除しているため、②の要件との関係ではメインの被写体から分離困難であるか否かは問題とならず、例えば、（ア）ぬいぐるみを抱いた子供を撮影する場合のように分離が容易であると認められる場合や、（イ）子供にあえてぬいぐるみを抱かせて撮影する場合のように自ら意図的に著作物を設置して撮影等を行う場合であっても対象に含まれることとなる。

また、メインの被写体とそれに付随して取り込まれる著作物が別個の場合に限らず、広い被写体の中に当該著作物が含まれる場合も対象となることを明確化するため、「（その対象とする事物又は音の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。）」という文言を新たに追加している。これにより、例えば、街の雑踏を撮影する際に（その雑踏の一部を構成する）看板に描かれた著作物が入り込む場合や、スマートフォンに表示されている画面全体を保存する際に（その画面の一部を構成する）著作物である画像等が入り込む場合なども明確に対象に含まれることとなる。なお、「…の一部を構成するものとして対象となる事物又は音」と規定することで、あくまで当該著作物をメインの被写体にしておらず、付随的に対象となる場合であることを明らかにしている。

③「当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（…）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合」について（「軽微性」の判断に当たっての考慮要素の追加）

ここでは、従来どおり、当該著作物が作品全体の「軽微な構成部分」となるものであることを要件として維持しつつ、その内容をより明確化する観点から、判断に当たっての考慮要素を新たに規定している。

(ア)「…複製伝達等行為により作成され、又は伝達されるもの(…)のうち当該著作物の占める割合」とは、写真や映像など作成・伝達されるもの全体に占める当該著作物の割合を意味しており、その割合が小さいほど、軽微であると評価されやすくなる。この点、例えば映像の場合には、「面積」の割合のみならず「時間」の割合も考慮の対象となるため、画面上に著作物が大きく映るような場合でも、映る時間が短い場合には、軽微であると評価され得る。

(イ)「当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度」とは、当該著作物のオリジナルと比較した場合の画質・音質等を意味しており、その画質・音質等が低いほど、軽微であると評価されやすくなる。なお、第47条の5第1項とは異なり、本条第1項では、写真の撮影や録音・録画等を通じて著作物を複製する場面(その時点では外部に表示されていない場面)も含まれることから、「表示の精度」ではなく「再製の精度」と規定している。

(ウ)「その他の要素」としては、例えば、作品全体のテーマとの関係における当該著作物の重要性(作品全体のテーマとの関係が薄く当該著作物の重要性が低いほど、軽微であると評価されやすくなる)などが考えられる。

「軽微な構成部分」に該当するか否かは、上記の各要素を総合的に考慮して判断されるものであり、ある一つの考慮要素について不利に評価されることのみをもって、軽微性が否定されることにはならない。

なお、軽微性については、利用行為の態様に応じて客観的に要件該当性が判断される概念であり、当該行為が高い公益性・社会的価値を有することなどが判断に直接影響するものではないことに注意が必要である。

④「当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において」について(「正当な範囲内において」という要件の新設)

ここでは、従来規定されていた「分離困難性」の要件を削除することで生じ得る濫用的な利用や、社会通念上写り込みとは評価されない場面での利用などを適切に排除するという、実質的・規範的な判断を行うことができるよう、新たに「正当な範囲内において」という要件を、その判断における考慮要素とともに規定している。

考慮要素としては、(ア)「当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無」(経済的な利益を得る目的を有していることが正当性を否定する方向

に働く要素となる)、(イ)「当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度」(作品からその著作物を分離することが容易であること(特に意図的に入れ込んでいること)が正当性を否定する方向に働く要素となる)、(ウ)「当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割」(作品のテーマ・内容との関連性が強く、作品の中でその著作物が重要な役割を果たしていることが正当性を否定する方向に働く要素となる)の3つを例示しつつ、「…その他の要素に照らし」という形で、各要素を総合的に考慮して判断されることを明らかにしている。「その他の要素」としては、例えば、違法行為(例:映画の盗撮)に伴う写り込みであること(正当性を否定する方向に働く要素となる)などが考えられる。

この点、ある一つの考慮要素について不利に評価されることのみをもって、正当性が否定されることにはならないのであって、例えば、経済的な利益を得る目的があつたとしても分離困難性が高く不可避的な写り込みと認められる場合には正当と評価されるべきものであり、また、分離が容易である(又は意図的に入れ込んでいる)としても家族の思い出を残すなどの目的で行う場合には正当と評価されるべきものである。

この要件によって、例えば、「テレビ番組やインターネット動画等のBGMとして楽曲を意図的に利用する行為」、「ブライダルの記録用ビデオを作成する際に楽曲が重要な要素となる主要場面(例:入場、乾杯、ケーキ入刀、プロフィール紹介のビデオ上映、余興)で流れる楽曲を収録する行為」、「ネット配信の視聴者数を増大させて利益を得る目的で、有名キャラクターのフィギュアや有名画家の絵画などを意図的に配置して写し込む行為」、「ゲームをプレイする動画をネット配信する際に、当該ゲームの映像・画像を利用する行為」など、権利者から許諾を得て利用することが可能かつ合理的と考えられる行為、無許諾だけの利用を認めた場合には権利者の利益を不当に害することが明らかな行為は、権利制限の対象とならないこととなる。

なお、これらの行為は、付随性や軽微性の要件も満たさないことが多いものと考えられる。

⑤ 「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」について(対象支分権の拡大)

従来は、対象行為が「写真の撮影」「録音」及び「録画」に限定されていることに対応して、著作物の「複製」及び「翻案」(旧法第47条の6第1項第2

号)のみを行うことができることとされていたが、今回、対象行為を拡大することに伴い、公衆送信（送信可能化を含む）や、演奏・上映（例：同一構内でリアルタイムの伝達を行う場合）等を広く認める必要があることから、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という包括的な規定としている。

⑥「ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」について

従来と同様に、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、権利制限が適用されない旨のただし書を設けている。

本規定のただし書は、もともと、その具体的な利用態様や規模等によっては、なお権利者の利益を不当に害する場合やそのおそれがある場合があり得ることは否定できない、という理由で最終的な安全弁として設けられたものである。今般の改正は、あくまで、写り込みにおける本質的な要素（正当化根拠）が妥当する範囲で柔軟な対応が認められるようにするものであり、本文において、付随性・軽微性の要件を維持しつつ、「正当な範囲内において」などの要件を設定することにより適切な絞り込みを行っていることから、依然として、本規定が権利者に与える影響が特段ない又は軽微な場合に限定されたものであることに変わりはない。このため、今般の改正に伴って、ただし書の適用場面・適用事例が大きく拡大することは、基本的に想定されないと考えられる。

なお、上記の「正当な範囲内」の要件とただし書との関係については、「正当な範囲内」の要件は、主として、写真撮影等の行為を行った行為者側の意図等の事情を考慮して、当該写し込みを認める正当性がないと認められる場合を対象から除外するものである一方、ただし書は、写り込んだ著作物の種類や価値など著作権者側の事情も考慮して、当該利用により著作権者の経済的利益を不当に害することとなる場合を対象から除外するものである。このため、例えば、街中で生配信を行っている際に、通行人が所持していた貴重な絵画が不可避免的に写り込んだ場合など、行為者側の事情からすると「正当な範囲内」と言える場合であっても、その絵画が極めて貴重なものであり、仮にその配信によって著作権者の経済的利益を不当に害することとなるという場合には、ただし書に該当するものとして、権利制限の対象外となることもあり得る。

いずれにしても、上記のとおり、本規定のただし書が適用されるのは、極めて限定的なケースである。

(2) 新法第 30 条の 2 第 2 項について

法第 30 条の 2 第 2 項は、第 1 項で作成されたものの二次的利用を認める規定であるところ、第 1 項の改正に併せて、技術的な規定の整備を行っている。

4. 行政手続に係る権利制限規定の見直し（新法第 42 条第 2 項関係）

（裁判手続等における複製）

第四十二条（略）

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

本規定は、新法第 42 条第 2 項に規定する行政手続に係る権利制限規定の対象となる手続として、種苗法に基づく品種登録に関する審査手続等（第 2 号）及び地理的表示法に基づく地理的表示の登録等に関する手続（第 3 号）を新たに規定するとともに、政令による対象手続の追加（第 5 号）を可能とするものである。

なお、新法第 42 条第 2 項における各号の規定順については、第 1 号から第 3 号において知的財産権に係る行政手続を根拠法の制定順に規定するとともに、第 4 号において知的財産権ではない薬事等に関する手続、第 5 号においてその他の政令で定める手続を規定することとしている。

①「行政庁の行う品種（…）に関する審査又は登録品種（…）に関する調査に関する手続」について（第 2 号）

「行政庁の行う品種（…）に関する審査」は、種苗法に基づく品種登録の審査手続を指している。種苗法に基づき、新たに品種を育成した者は、当該品種を国に登録することにより、知的財産権の一つである「育成者権」として登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等について業として利用する権利を専有することができる（種苗法第 20 条第 1 項）こととなるが、品種登録の要件として、品種登録出願の前に国内外の公然に知られた他の品種と重要な形質に係る特性の全部又は一部によって明確に区別できること（区別性）（同法第 3 条第 1 項第 1 号）、同一世代でその重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること（均一性）（同項第 2 号）、増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定していること（安定性）（同項第 3 号）、日本国内において出願日から 1 年遡った日（外国においては、日本での出願日から 4 年（果樹等の永年性植物は 6 年）より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと（未譲渡性）（同法第 4 条第 2 項）、品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと（名称の適切性）（同法第 4 条第 1 項各号）が求められており、種苗法に基づく品種登録の審査手続において、これらの要件の充足性を判断する必要がある。

権利制限の対象となる場面として、具体的には、各要件の充足性の審査の中で、(ア)申請者が、申請の際に品種の種類や形質の追加等の証拠となる著作物を複製する場面、(イ)農林水産省が、補正命令又は名称変更命令の際に根拠と

して示すために著作物を複製する場面、(ウ)申請者が、出願後に農林水産省の指示を受けて、追加資料として著作物を複製する場面、(エ)農林水産省が、拒絶理由の通知の際に根拠として示すために著作物を複製する場面、(オ)申請者が、拒絶理由に対する意見の根拠として示すために著作物を複製する場面、(カ)農林水産省が、拒絶の際に根拠として示すために著作物を複製する場面等が該当する。

なお、新法第42条第2項においては複製等の主体を限定していないことから、これらの手続に「必要と認められる限度」で行われるのであれば、専門家に複製等を依頼することも差し支えないと考えられる。また、申請に先立つ検討・選定の過程での複製等についても、審査手続に真に必要なものについては「必要と認められる限度」に含まれるものと考えられるが、当然のことながら、結果として申請に使用しなかった複製物等を他の目的で使用することについては目的外使用に当たることとなる。

また、「登録品種(…)に関する調査に関する手続」は、種苗法第47条第1項に規定されている登録品種の特性が保持されているか否かについて調査を指している。登録品種の特性の保持の調査は、現地調査又は栽培試験によって行うものとされているところ(同法第47条第2項)、出願品種の審査(同法第15条)における特性審査の場合と同様に、農林水産大臣は育成者権者等に対し登録品種の植物体その他の資料の提出を命ずることができるとされている。

権利制限の対象となる場面として、具体的には、育成者権者等から、安定性の欠如について、特性が遺伝的に変化したのではない旨の主張を裏付ける学術論文等を複製して提出する場合等が該当する。

②「行政庁の行う特定農林水産物等(…)についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続」について(第3号)

「行政庁の行う特定農林水産物等(…)についての同法第六条の登録(…)に関する手続」は、特定農林水産物等の登録に係る手続を意味する。特定農林水産物等の登録は、要件として、産品が地域に定着していること(地理的表示法第2条第2項第1号、第13条第1項第3号イ)、品質、社会的評価その他の特性を有し、その特性が生産地の自然条件や伝統的な生産方法等に帰せられること(同法第2条第2項第2号、第13条第1項第3号イ)、産品の名称に関し、

普通名称（一定の性質を有する産品一般を指す名称）でないこと、産品の名称が基準を満たす特定農林水産物等以外にも使用されていないこと、商標登録されていないこと（同法第13条第1項第4号）等が求められており、特定農林水産物等の登録に係る手続において、これらの要件の充足性を判断する必要がある。

権利制限の対象となる場面として、具体的には、各要件の充足性の審査の中で、（ア）申請者が、申請の際に農林水産物等の特性等を説明するために著作物を複製する場合、（イ）申請者が、農林水産省からの疎明資料追加の求めに応じ、農林水産省に提出するために著作物を複製する場合、（ウ）利害関係者が、申請書類の公示を受けて、申請農林水産物等の特性等に関して疎明をするために著作物を複製する場合、（エ）農林水産省が、学識経験者から意見を聴取するために、（ア）～（ウ）で提出された著作物を複製する場合等がこれに該当する。

また、「外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続」は、地理的表示法第23条に基づき、わが国と同等の制度を有する外国と相互に特定農林水産物等の保護を図るため、当該外国の特定農林水産物等を指定し、国内で登録された特定農林水産物等と同様の保護を与える仕組みに関する手続を指している。

この指定に当たっては、当該外国や当該特定農林水産物等が同条各号に掲げる要件を満たすことを農林水産省が自ら確認することとされており、当該外国による申請等の機会がない点で他の手続と異なるが、指定に対する意見書の提出（同法第25条）や、学識経験者の意見の聴取（同法第27条）、指定の取消し等の手続（同法第32条）等が法令上規定されており、権利制限の対象となる場面として、具体的には、これらの手続の過程で、著作物の複製を行う場合が該当する。

③「これらに類するものとして政令で定める手続」について（第5号）

「これらに類する手続」とは、法第42条第2項第1号から第4号までに列挙された手続と同様に、法令に基づく行政手続であつて的確かつ迅速な審査等のために著作物の複製等が必要となるものを意味している。今後、関係府省庁が関係団体から、新たな行政手続に関する指定のニーズが示された場合には、その内容を精査した上で、随時、政令における規定の追加を検討することとなる。

5. 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入（新法第 63 条の 2 関係）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4・5 （略）

（利用権の対抗力）

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

本規定は、著作権者から許諾を受けて著作物を利用することができる権利（利用権）について、登録等の対抗要件を備えることなく、当然に著作権の譲受人等の第三者に対抗できることとするものである。

具体的には、①第 63 条第 3 項において「利用権」という用語を新たに設定した上で、②新設した第 63 条の 2（利用権の対抗力）において、「利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる」ことを定めている。

①「利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。…）」について（第 63 条第 3 項）

当然対抗制度の対象となる「利用権」は、改正前の第 63 条第 3 項における「第一項の許諾に係る著作物を利用する権利」という規定をより明確化し、「第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利」として定義されている。同条第 2 項では「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」とされていることから、「利用権」は、「著作権者の許諾に係る著

作物をその許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用することができる権利」を意味することとなる。

「利用権」の前提となる第63条第1項の許諾は「著作権者」が「他人」に対し行うものとされているが、これには、著作権者が直接許諾を与える場合のほか、著作権者が、他者に対し、第三者に対する許諾権限を与え、当該他者を通じて許諾する場合も含まれる。そのため、著作権者から直接許諾を受けたライセンシーのほか、著作権者から第三者に対する許諾権限を与えられたライセンシーによりライセンス（サブライセンス）を受けた当該第三者（サブライセンシー）²²についても同項の許諾を受けたものとして「利用権」が認められるものと考えられる²³。

なお、「利用権」の内容となる「その許諾に係る利用方法及び条件」（第63条第2項）に該当するか否かは、その利用方法及び条件が著作権の行使に際して著作権者から附加された債権・債務なのかということによって判断される。利用許諾契約においてライセンシー以外の者には利用を行わせないという独占性の合意がされることがあるが、当該合意は著作物の著作権の本来的内容に関わるものではなく、著作権者に対し、当該許諾の範囲と競合する範囲で自ら利用し、又は第三者に利用させてはならないという契約上の義務を課すものに過ぎないことから、ここにいう「利用方法及び条件」には含まれず、「利用権」の内容を構成しない。したがって、本規定は、あくまで、著作権者の許諾に基づき自ら著作物を利用することができる権利の対抗力を認めるものであり、上記のような独占性の合意に基づく独占性についての対抗力まで認めるものではない

²⁴。

²² 例えば、漫画の二次展開（映画化やグッズ化）について、出版社（利用者）が、作者（著作権者）から包括的なサブライセンス権限を得て、映画製作会社やグッズ販売業者に対してサブライセンスを与えるような場合が想定される。

²³ 当該サブライセンシーは利用許諾を受けた場合と同様に著作権者から差止請求等を受けることがない地位を得るものであり、当該サブライセンシーが有するサブライセンスに基づく権利は、利用許諾に係る権利と保護の必要性において変わりはないものと考えられる。

²⁴ 著作物を独占的に利用できる権利を第三者に対抗する制度についてもニーズは把握されているが、利用許諾に係る権利の対抗制度とは譲受人に与える影響の程度が異なるため、その不利益の程度に応じた適切な対抗力の付与の在り方について、令和元年度より、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に置かれた著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチームにおいて検討が行われている。

②「利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる」について（第63条の2）

当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者」とは、著作権の譲受人を意味しているが、これに限らず「その他の第三者」に対して幅広く対抗することができる旨を定めている。対抗要件の具備については規定しておらず、登録その他何らの要件を備えなくても当然に対抗することができることとなる（当然対抗制度）。対抗することができることによる具体的な効果として、利用権の範囲内での利用は著作権侵害にならず譲受人から差止請求・損害賠償請求・不当利得返還請求を受けないで、継続して行うことができることとなる。

ここでいう「第三者」は、当事者及びその包括承継人以外の者であって、権利関係を争う正当な利益を有する者、すなわち利用権と競合する権利を取得等した者に限られる²⁵。具体的には、著作権を取得した者、出版権の設定を受けた者、出版権の譲渡を受けた者、差押債権者、破産法上の破産管財人、会社更生法上の管財人、民事再生法上の管財人などがこれに該当する²⁶。

他方、相続人など当事者から地位を包括的に受け継いだ者はこれに該当しない（ライセンシーは、こうした相続人などに対しては、当事者として利用権の存在を主張することができる）。

この第三者には、利用権の設定前から存在していた者も含まれるものであり、例えば、①AからBに著作権を譲渡（この時点では未登録）、②AがCに利用を許諾（利用権の設定＝対抗力発生）、③BがA B間の著作権譲渡を登録（対抗要件具備）という場合には、Bが著作権譲渡の対抗要件を具備する（③）より前に、Cの有する利用権に係る対抗力が発生する（②）こととなるため、CはBに対して利用権を対抗することができることとなる。

改正法の施行前から存在する利用権の取扱いについては、附則第8条において経過措置が設けられており、当該利用権についても、施行日以後に著作権を

²⁵ この「第三者」の意義については、民法その他の法令において権利の対抗が問題とされる場面でも一般的に用いられている。

²⁶ 例えば、破産法上、破産手続の開始時に双務契約について双方の履行が完了していない場合には、破産管財人は契約の解除をすることができるが（破産法第53条第1項）、利用権などの使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について対抗要件を備えている場合には破産管財人は契約の解除をすることができないとされており（同法第56条第1項）、利用権の当然対抗制度を導入することにより、著作権者が破産した場合でも利用者は利用を継続することができるようになると解される。

譲り受けた者等に対しては対抗することができることとなっている（附則第8条については、P.112参照）。

なお、本規定によって利用権が著作権の譲受人に対抗される場合に、利用許諾契約が当該譲受人に承継されるか否かについては何ら法定しておらず、契約承継の有無については個々の事案に応じて判断がなされるべきものと考えられる。

6. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化（新法第114条の3関係）

（書類の提出等）

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

本規定は、書類提出命令に係るインカメラ手続に関し、①裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断するに当たって、書類の所持者にその提示をさせることができるようにし（第2項）、②併せて、その場合における当事者等への書類開示も可能とする（第3項）とともに、③当事者の同意を得て、専門委員（大学教授等）に書類を開示し、専門的知見に基づく説明を聴くことができるようにする（第4項）ものである。

①「裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる」について（第2項）

新法第114条の3第2項では、裁判所が、当事者から書類提出命令の申立のあった書類について所持者に提示をさせることができる場合（インカメラ手続を用いることができる場合）として、従来から対象となっていた所持者が書類の提出を拒む正当性の有無を判断する場合に加え、新たに「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類（注：当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類）に該当するかどうか」（侵害立証・損害計算のための必要性）を判断する場合を追加している。

②「裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（…）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる」について（第3項）

上記①の改正に併せて、当事者等に書類を開示して意見を聴くことができる場合についても、新たに侵害立証・損害計算のための必要性を判断する場合を追加している。

- ③「裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（…）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。」について（第4項）

本規定では、裁判所がインカメラ手続を用いる場合において、技術的に複雑かつ高度な書類等について専門的知見に基づく説明の聴取が必要と認めるときは、当事者の同意を得た上で、民事訴訟法に規定する「専門委員」に対し、当該書類を開示することができることとしている。

「専門委員」は裁判所の非常勤職員として、既に争点整理等（民事訴訟法第92条の2第1項）、証拠調べ（同条第2項）、和解（同条第3項）の手續に関与することが認められており、知的財産権訴訟に関する専門委員には、大学教授、弁理士、公的機関研究者、民間企業研究者等の専門家が選任されている。

7. アクセスコントロール等に関する保護の強化（新法第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等関係）

（1）新法第2条第1項第20号・第21号について

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号、第一百三十三条第七項並びに第一百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放

送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二～二十四 （略）

2～9 （略）

本規定は、コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証など不正行為等を防止するための最新の技術的手段が保護対象に含まれることが明確となるよう、「技術的保護手段」（コピーコントロール）及び「技術的利用制限手段」（アクセスコントロール）の定義規定を改めるものである。

改正前の法第2条第1項第21号では、「技術的利用制限手段」の定義が、「電磁的方法により、著作物等の視聴（…）を制限する手段（…）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式、又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるもの」と規定されていた。

この点、コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証（アクティベーション方式）においては、例えば、無料体験版ソフトウェアを一定期間使用した後、正規のライセンスを受けて入手したシリアルコードを入力することで「認証済 ID」がコンピュータに送信・記録され、期間・機能の制限のない形

での利用が可能となるといった方式が一般的であるところ、この「認証済 ID」は、「著作物」（無料体験版ソフトウェア）のコンピュータへの送信・記録と「同時に」行われるものではないことから、「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに」との要件を満たすか否かについて、疑義が生じ得る状況にあった。特に、不正競争防止法の「技術的制限手段」の定義規定において、同様の問題意識から「…とともに」といった文言を削除するという改正がされて以降は、反対解釈を招く懸念もあった。

このような定義規定の文言上の疑義により近時のソフトウェアの不正使用の態様に適切な対応ができない状況が生じるのは望ましくないと考えられることから、今般の改正では、「技術的利用制限手段」の定義規定における「…とともに」という文言を削除し、ライセンス認証が対象に含まれることを明確化している。なお、ライセンス認証のような技術は、ソフトウェア以外の著作物に関して利用される場合（例えば、映画について、一定期間内は誰もが視聴できるが、一定期間経過後に継続して視聴するためには正規に購入したシリアルコード等による認証が必要となる場合）もあり得ることから、定義規定の明確化は、ソフトウェアに限らず著作物全般を対象にする形で行っている

また、ソフトウェアをインストール（ダウンロード）する際に、シリアルコードの入力を求める方式・技術等もあり得ることから、「技術的保護手段」（コピーコントロール）の定義規定（法第2条第1項第20号）においても同様の明確化を行っている。

（2）新法第113条第7項及び第120条の2第4号について

（侵害とみなす行為）

第百十三条 （略）

2～5 （略）

6 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われ

る場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

7 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

8～11 （略）

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 （略）

四 第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

五・六 （略）

本規定は、ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等を著作権等を侵害する行為とみなすとともに、刑事罰を科すこととするものである。

具体的には、新法第 113 条第 7 項では、①「技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（…）」を、②「公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為」について、③「当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす」ことを定めている。

また、新法第 120 条の 2（第 4 号）では、それに対する罰則として、④「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」ことを定めている。

- ①「技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）」について（新法第 113 条第 7 項関係）

ここでは、その提供等が規制される不正なシリアルコードの内容を定めている。

「技術的保護手段の回避」は、法第 30 条第 1 項第 2 号において「第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）」と、「技術的利用制限手段の回避」は、新法第 113 条第 6 項において「技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）」と定義されており、これらを行うことを機能とする指令符号が対象となる。

典型的には、キージェネレーターなどにより不正に生成されたシリアルコードが対象として想定される。他方、正規に生成されたシリアルコードが契約上想定されていない者等に対して不正に提供された場合の取扱いについては、仮に、生成後の流通形態が不正であることをもって正規のシリアルコードが技術的利用制限手段等の「効果を妨げる」と評価できるのであれば対象となり得るが、先行して同様の改正が行われた不正競争防止法に関しても、現時点で、この点について判断された裁判例はない。

- ②「公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為」について（新法第 113 条第 7 項関係）

ここでは、技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避装置・プログラムの提供等を行った者の罰則について規定している法第 120 条の 2 第 1 号と同様

に、(ア)公衆に譲渡・貸与すること、(イ)公衆への譲渡・貸与の目的をもって製造・輸入・所持すること、(ウ)公衆の使用に供すること、(エ)公衆送信・送信可能化することという4つの類型の行為を定めている。同号では、「プログラムの複製物を公衆に譲渡し(…)」という形で「複製物」という用語を規定しているが、不正なシリアルコードは、特定のシリアルコードの複製物としてではなく、個々に生成されるものも含まれることから、「複製物」という用語は用いないこととしている。

なお、(ア)～(ウ)は、「複製物」という用語は用いていないが有体物を介した行為であるのに対して、(エ)は無体物としてネットワークを通じて提供する行為であることから、両者の間を「又は」という最も大きな接続に用いる用語で繋いでいる。

③「当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす」について（新法第113条第7項関係）

ここでは、本規定の侵害とみなす権利の対象として、(ア)「技術的保護手段」に係る著作権等（著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権）を、(イ)「技術的利用制限手段」に係る著作権、出版権、著作隣接権を規定している。

「技術的保護手段」を回避して著作物等の複製等を行う場合には、複製等に伴う改変等により人格的利益が害されることも想定し得ることから、著作者人格権や実演家人格権も対象として規定している。他方、「技術的利用制限手段」を回避して著作物等の視聴等を行う場合には、人格的利益が害されることは想定されないことから、著作権、出版権、著作隣接権（財産権）のみを対象として規定している。

④「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」について（新法第120条の2第4号関係）

刑事罰の水準については、現行の技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避装置・プログラムの提供等と同じ水準にしている。なお、法人等に対する罰金刑については、新法第124条において、行為者本人と同じ水準の罰金刑を適用することとしている。

(3) 新法第30条第1項第2号について

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 (略)

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知らずに行ふ場合

三・四 (略)

2・3 (略)

①「(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）」について

改正前の規定では「信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）その他の当該信号の効果を妨げる行為」とされており、「信号の除去若しくは改変」については技術的制約による場合には回避行為に当たらないこととなっていた一方で、「その他の当該信号の効果を妨げる行為」については、技術的制約による場合にも回避行為に該当し得ることとなっていた。この点、技術的制約により信号の効果が妨げられる場合には、行為者がそれを避けることは不可能であり、そのような場合についてまで回避行為として評価するのは妥当ではないことから、「信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）」として、「その他の当該信号の

効果を妨げる行為」を含め、技術的制約による場合は全て回避行為に該当しない旨を明確に規定することとしている。

②「当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）」について

改正前の規定では、「(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）」という回避行為からの除外規定が、暗号型にのみかかっておらず、信号型については、著作権者等の意思に基づく解除行為等であっても、規制対象となる回避行為に該当し得ることとなっていた。

この点、著作権等を有する者の意思に基づいて行われる解除行為等については、どのような手段によるものであっても規制対象となる回避行為として評価をすることは妥当ではないものと考えられることから、技術的利用制限手段の回避に関する改正前の法第 113 条第 3 項（改正後の同条第 6 項）の規定（「技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）」として、信号型・暗号型の区別なく、著作権者等の意思に基づいて行われる場合を全て回避行為から除外している）と同様、信号型・暗号型の区別なく、著作権等を有する者の意思に基づいて行われる行為を規制対象となる回避行為から除外する旨を明確に規定することとしている。

8. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）

(1) プログラムの同一性に関する証明の請求（新プログラム登録特例法第 4 条関係）

(プログラム登録に関する証明の請求)

第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(指定登録機関の指定等)

第五条 文化庁長官は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、プログラム登録並びにプログラム登録につき前条第一項及び著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務並びに第三条の規定による公示（以下「登録事務」と総称する。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 (略)

4 指定登録機関が登録事務を行う場合においては、第二条中「文化庁長官」とあるのは「第五条第一項に規定する指定登録機関（次条及び第四条第一項において単に「指定登録機関」という。）」と、第三条及び前条第一項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、著作権法第七十八条第一項中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。）」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行つたときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行つたときは」と、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」とする。

第二十七条 第四条第二項若しくは第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

本条では、第1項において、著作権者等の利害関係者が、自らの保有するプログラムの著作物と既にプログラム登録がされている著作物が同一であることの証明を請求できることとするとともに、第2項・第3項において、その請求をする者は、国を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない旨を定めている。

①「プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は（…）」について（第1項）

この証明に関する請求の主体を「プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者」に限定している。

「その他の…利害関係を有する者」としては、著作権者のほか、対象となるプ

プログラム登録の効果を主張しようとするライセンシーや差押債権者、破産法上の破産管財人等が想定される。

②「(…) 文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる」について（第1項）

(ア)「自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物」とは、訴訟で係争中となっているなどの理由により、請求者が同一性証明を求めるために持参した記録媒体に記録された著作物を意味しており、(イ)「当該プログラム登録がされた著作物」とは、それより前の時点において既にプログラム登録が完了している著作物を意味しており、本項では、(ア)と(イ)が完全に同一のものであること（完全に同一のコードで成り立っていること）の証明を、政令で定める手続に則って請求することができる旨を定めている。

なお、ここでは「文化庁長官に対し(…)請求することができる」とされているが、プログラム登録特例法第5条に基づき一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)が指定されているため、同条第3項により「指定登録機関に対し(…)請求することができる」と読替えが行われることとなる。

同一性の確認方法等の詳細については、今後、指定登録機関であるSOFTICにおいて検討されることとなるが、同センターにおける確認の結果、両者のプログラムが同一であると確認された場合には、その旨を記載した証明書を交付することなどが想定される。この証明制度の性質上、両者のプログラムに少しでも差異が認められる場合には、証明書の交付等を行われないこととなる。

③「実費を勘案して政令で定める額の手数料」について（第2項）

本項では、プログラムの著作物に係る同一性証明を請求する者は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととしている。政令では、今後、同一性証明に係る事務に要する人件費や備品等の費用を勘案し、他の登録関係手続に係る手数料の額も踏まえた上で、具体的な金額を決定することとなる（現時点では具体的な金額は未定である）。

(2) プログラム登録に関する手数料免除規定の廃止（新プログラム登録特例法第 26 条等関係）

~~第二十六条 指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。~~

新第二十六条 指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項又は著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、第四条第三項又は同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。

旧プログラム登録特例法第 26 条では、国又は政令で定める独立行政法人については、指定登録機関がプログラム登録を行う際の手数料の納付（同法第 25 条）及び著作権登録原簿の謄本の交付等の請求を行う際の手数料の納付（著作権法第 78 条第 5 項）を免除する旨を規定していたが、今般、この免除規定も見直すこととした。

具体的には、同条を全部改正し、従来のプログラム登録に関する国又は独立行政法人の手数料免除規定は廃止した上で、新たに、指定登録機関が、プログラム登録に関し、プログラムの同一性に関する証明の請求（新プログラム登録特例法第 4 条第 1 項）や著作権登録原簿の謄本の交付等の請求（著作権法第 78 条第 4 項）に基づく事務を行う場合には、新プログラム登録特例法第 4 条第 3 項（同一性証明の請求に関する国の手数料免除）又は第 78 条第 6 項（著作権登録原簿の謄本の交付等の請求に関する国の手数料免除）は適用しない（国も手数料を支払う必要がある）旨の規定を設けることとした。

9. その他の改正事項について

(1) 手数料の免除規定の一部廃止について（新法第70条第2項、第78条第6項及び第107条第2項関係）

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条（略）

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第一百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。

3～8（略）

（登録手続等）

第七十八条（略）

2～5（略）

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

7～10（略）

（手数料）

第一百七条（略）

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

旧法においては、その利用者に手数料を納付する義務を定める手続として、①裁定に関する手続（法第70条第1項）、②著作権登録原簿の謄本等の交付等に関する手続（法第78条第4項）、③あっせんに関する手続（法第107条第1項）の3つがあり、そのいずれも、国又は政令で定める独立行政法人については適用が除外され、手数料の納付を要しないこととなっていた。

これは、(ア)国はもちろんのこと、独立行政法人の財源についても多くが国からの財源によりまかなわれているため、資金還流による手続の無駄を回避すべきこと、(イ)国や独立行政法人の事業は公益性が高いと評価されることの両面を考慮したものであるが、独立行政法人における外部からの資金調達が増加しており、(ア)の要請は相当程度低減しているところ、(イ)のみを理由として手数料の納付義務を免除する必然性はないと考えられる。

こうしたことを踏まえ、既に、特許法等の産業財産権に関しては独立行政法人にも手数料の納付義務が課されていることを参考に、上記①～③の手續に関し、独立行政法人を手数料納付義務の免除対象から削除し、原則どおり手数料の納付を求めることとした。

なお、国については引き続き、資金還流による手續の無駄を回避する観点から、手数料の納付義務を免除することとしている。

(2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表について（新法第33条、第33条の2、第33条の3、第78条関係）

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 （略）

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二 （略）

2 （略）

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三 （略）

2 （略）

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 （略）

（登録手續等）

第七十八条 （略）

2 （略）

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4～10 （略）

著作権法においては、文化庁長官が各種行為等を行った際、当該行為等が行われたこと広く国民に示すために官報で告示すべき旨を定める規定が複数存在している。

これらの規定のうち、法的効果を伴わず単なる国民への事実関係の周知・公表を行うに過ぎないものについては、昨今の情報通信技術の発展を踏まえると、広く権利者や利用者に対してこれらの行為を周知する上では、官報よりも、インターネット等を利用して関連する制度や運用等に関する情報と併せてわかりやすく周知することが望ましいと考えられる。

このため、①教科書等掲載補償金の算出方法の告示（法第33条第3項）、②教科用図書代替教材掲載補償金の算出方法の告示（法第33条の2第3項）、③教科用拡大図書複製補償金の算出方法の告示（法第33条の3第3項）、④実名の登録の告示（法第78条第3項）については、インターネットの利用その他の適切な方法による公表に改めることとしている。

（3）著作権の制限に係る規定の修正について（新法第86条）

（著作権の制限）

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四 （略）

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてい
る著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

旧法第 86 条第 1 項においては、法第 30 条第 1 項（私的使用のための複製）を出版権の制限に関わる規定として掲げていた。これは、同項による複製はあくまで私的使用のための内部的な複製であり、それ自体が出版権に抵触することはないものの、作成された複製物が事後的に公衆に頒布等された場合には出

著作権の内容と衝突することとなるため、その頒布等を禁止する必要がある、そのために、①便宜上、まず、旧法第 86 条第 1 項において法第 30 条第 1 項を著作権に準用し、②旧法第 86 条第 2 項において、その目的外使用を禁止する旨を規定していたものである。

しかしながら、(ア)目的外使用を禁止するために、上記①のような適用される余地のない準用を行う実質的な意義に乏しく、また、(イ)旧法第 86 条第 2 項では「前項において準用する第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）の規定（…）に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された複製物」と規定されていたところ、旧法第 86 条第 1 項において準用する第 30 条第 1 項が適用される余地はなかったため、私的使用目的で作成された複製物が「これらの規定の適用を受けて作成された複製物」に当たると解することは文理上困難であり、旧法第 86 条第 2 項による目的外使用の禁止が発動されないおそれもあった。

このため、今般、法第 30 条第 1 項の改正に併せて、法第 86 条第 1 項において法第 30 条第 1 項の準用を行うことをやめ、法第 86 条第 2 項第 1 号において、端的に、法第 30 条第 1 項の適用を受けて、原作のまま複製することにより作成された複製物について、私的使用目的以外の目的で頒布・公衆に提示する行為を複製とみなす旨を定めることとした。

また、旧法第 86 条第 1 項及び第 3 項では、既に「法第三十条の二第二項」が対象条項として規定されていたところ、今回、写り込みに係る権利制限規定を改正し、法第 30 条の 2 第 1 項における対象行為が「写真の撮影、録音又は録画」から「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」に拡大することに伴い、同項に基づく行為の中に、著作権が及ぶ形での著作物の複製（例：自らの論文が掲載された雑誌を頒布目的でコピーする際に、同一ページに掲載された他人の著作物が付随的にコピーされる場合）や公衆送信（例：生配信を行う場合に、タブレットに表示された電子コミックの影像が付随的に配信される場合）が含まれることとなることから、法第 30 条の 2 第 1 項が適用される場合にも著作権が制限されることとなるよう、規定の整備を行うこととした。

(4) 権利管理情報の改変等により侵害とみなす権利について（新法第2条第1項第22号、第113条第8項）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十一 (略)

二十二 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ～ハ (略)

二十三・二十四 (略)

2～9 (略)

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2～7 (略)

8 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす

9～11 (略)

旧法第113条第4項（新法第113条第8項）では、権利管理情報の改変等を行う行為を権利侵害行為とみなす旨を規定しており、侵害されたものとみなす権利の種類として、著作者人格権、著作権、実演家人格権及び著作隣接権を掲げていた（その前提として、旧法第2条第1項第22号の「権利管理情報」の定義においても、同じ種類の権利を掲げていた）。

この点、平成26年の著作権法改正によって出版権の対象に「電磁的記録」が追加され、近年、書籍や漫画等の電子出版が大幅に増加していることを踏まえると、出版権に関する情報が権利管理情報として付加されることも想定されることから、権利管理情報の定義規定（新法第2条第1項第22号）及び権利

管理情報の改変等を侵害とみなす規定（新法第 113 条第 8 項）において、「出版権」を対象として追加することとした。

（5）その他規定の整備について

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 （略）

二～五 （略）

六 第四十七条の三第一項 翻案

2 （略）

写り込みに係る権利制限規定の改正により、法第 30 条の 2 第 1 項においても「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」という形で支分権を限定せず幅広い利用が可能となるところ、ここには「翻案」する行為も含まれるため、法第 47 条の 6 第 1 項第 2 号において「翻案」をすることができる旨を別途規定する必要はなくなる。このため、同号において「第三十条の二第一項」を削除することとした（第 47 条の 6 第 1 項各号は、初出の条項の順に並べられていることから、従来、第 2 号に「第三十条の二第一項又は第四十七条の三第一項」として規定されていたものを、第 6 号に「第四十七条の三第一項」として規定することとした）。

10. 施行期日及び経過措置等

（1）施行期日について（附則第 1 条）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」という。）第二十条第一号の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条、第七条、第十二条及び第十三条（映画

の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加える部分に限る。）の規定 公布の日

二 第一条並びに附則第四条、第八条、第十一条及び第十三条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和二年十月一日

三 第三条（プログラム登録特例法第九条、第二十条第一号及び第二十六条の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

本条は、改正法の施行期日を定めるものである。

具体的には、①原則的な施行日を令和3年1月1日（柱書）としつつ、②公布日（第1号）、③令和2年10月1日（第2号）、④公布日から1年以内で政令で定める日と、個々の規定によって異なる施行日が定められている。

①の対象となるのは、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」、「アクセスコントロール等に関する保護の強化」、「著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化」という権利保護の強化に関する規定と、「プログラム登録に係る手数料免除規定の廃止」などに関する規定である。

②の対象となるのは、技術的な規定の整理に関する規定のほか、附則第2条（国民に対する啓発等）、第3条（関係事業者の措置）、第6条（施行後1年を目途としたフォローアップ）、第7条（著作権等を侵害する送信可能化への対処）及び第12条（経過措置の政令への委任）という、直ちに施行させて必要に応じて順次取組等を進める必要のある規定である。

③の対象となるのは、海賊版対策の観点から特に早期の施行が求められる「リーチサイト対策」のほか、「写り込みに係る権利制限規定の整備」、「行政手続に係る権利制限規定の整備」、「著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入」という著作物利用の円滑化に関する規定である。

④の対象となるのは、「プログラム登録に関する同一性証明制度の創設」という施行準備に相当の期間を要する規定である。

(2) 国民に対する啓発等について（附則第2条）

（国民に対する啓発等）

第二条 国及び地方公共団体は、国民が、私的使用（第二条の規定による改正後の著作権法（以下「第二条改正後著作権法」という。）第三十条第一項に規定する私的使用をいう。）の目的をもって、特定侵害複製（同項第四号に規定する特定侵害複製をいう。以下この項において同じ。）を、特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

本条は、侵害コンテンツのダウンロード違法化の防止に関する国民に対する普及啓発等について定めるものである。

侵害コンテンツのダウンロード違法化は、子供たちを含めた幅広い国民のインターネット利用に関係するものであり、海賊版対策としての実効性確保及び無用な萎縮防止を図る観点から、国民の正しい理解を促進することが重要である。このため、国・地方公共団体に、侵害コンテンツのダウンロードによる著作権の侵害行為（特定侵害行為）の防止に関して、国民一般への普及啓発（第1項）及び未成年者を対象にした教育の充実（第2項）を図る義務を課している。

これに基づく具体的な措置としては、平成24年改正法（正規版が有償で提供・提示されている音楽・映像の違法ダウンロードを刑事罰化）の際の取組も参考としつつ、改正法の内容をわかりやすく整理したリーフレットやガイドライン・Q&Aなどの作成・提供（主として国の役割）や、政府広報・SNS・メルマガ等を通じた周知、教職員を対象とした研修の充実など、様々な取組を総合的に講じていくことが想定される。

(3) 関係事業者の措置について (附則第3条)

(関係事業者の措置)

第三条 著作物（著作権の目的となっているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

本条は、侵害コンテンツのダウンロードを防止するための関係事業者の措置について定めるものである。

著作物を公衆に提供・提示する事業者（今般の改正に関係する事業者として、主に出版社等を想定）に、侵害コンテンツのダウンロードによる著作権の侵害行為（特定侵害行為）を防止するための措置を講じる努力義務を課しており、これに基づく具体的な措置としては、例えば、適法サイト・正規版コンテンツであることを表示するマーク（例：出版分野のABJマーク）の作成・普及や、改正法の内容の周知などが想定される。

なお、平成24年改正法（正規版が有償で提供・提示されている音楽・映像の違法ダウンロードを刑事罰化）の際とは異なり、今回は、民事（有償要件はなし）を含めた特定侵害行為を広く防止するための措置を求めるものであることから、無償で著作物を公衆に提供・提示する事業者にも努力義務を課すこととしている。

(4) 罰則についての運用上の配慮について (附則第4条・第5条)

(罰則についての運用上の配慮)

第四条 第一条の規定による改正後の著作権法（附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。）第百十九条第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第百二十条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

第五条 第二条改正後著作権法第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

本条は、リーチサイト規制及び侵害コンテンツのダウンロードに関する罰則についての運用上の配慮について定めるものである。

改正法の検討に当たってのパブリックコメント等を通じて、罰則の適用が不当に拡大することへの懸念が示されたことなどを踏まえ、附則第4条ではリーチサイト規制に関する罰則（新法第119条第2項第4号・第5号）について、附則第5条では、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する罰則（新法第119条第3項第2号）について、その運用に当たって、インターネット利用が不当に制限されることがないようにする配慮義務を課している。

これを受け、刑事当局においては、行為の悪質性等を十分に精査しつつ、慎重な配慮の下で適切な運用が行われることが期待される。

（5）施行後1年を目途としたフォローアップについて（附則第6条）

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本条は、改正法の施行後1年を目途としたフォローアップについて定めるものである。

改正法の検討過程において、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して国民から多くの不安や懸念の声が寄せられたことを踏まえ、政府が、改正法の施行後1年を目途として、侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る規定の施行の状況を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずる旨を定めている。

（6）著作権等を侵害する送信可能化への対処について（附則第7条）

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本条は、著作権等を侵害する送信可能化（違法アップロード）への対処について定めるものである。

インターネット上の海賊版対策に関しては、改正法の検討に当たってのパブリックコメント等を通じて、大本である違法アップロードに関する権利行使・取締りの強化を求める意見が多数寄せられたことや、自民党及び公明党からも違法アップロード対策を更に強化すべきとの提言が出されたことを踏まえ、政府が、違法アップロードへの対処に関する施策の充実について検討を加え、必要な措置を講ずる旨を定めている。

これに基づき、今後、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について（2019年10月18日内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）」で示された様々な施策（国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等）を中心に、関係府省庁が密接に連携しつつ、実効的な対策を検討・実施していくことが想定される。

（7）利用権の対抗力についての経過措置について（附則第8条）

（利用権の対抗力についての経過措置）

第八条 第一条改正後著作権法第六十三条の二（第一条改正後著作権法第八十条第四項及び第百三条において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において現に存する第一条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「第一条改正前著作権法」という。）第六十三条第一項（第一条改正前著作権法第百三条において準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の許諾に係る著作物等（著作物、実演、レコード、放送又は有線放送をいう。以下この条において同じ。）を第一条改正前著作権法第六十三条第二項（第一条改正前著作権法第八十条第四項及び第百三条において準用する場合を含む。）の規定により利用することができる権利にも適用する。ただし、当該権利は、第二号施行日以後に当該権利に係る著作物等の著作権、出版権又は著作隣接権を取得した者その他の第三者に対してのみ対抗することができる。

本条は、新法第63条の2で規定する利用権の対抗力についての経過措置を定めるものである。

具体的には、新法第 63 条の 2 においては、著作物の利用権を著作権の譲受人などの第三者に対抗することができる旨を規定しているところ、この規定の施行日（附則第 1 条第 2 号に掲げる施行日：令和 2 年 10 月 1 日）前から存在する利用権についても、施行日以降に登場した第三者に対しては対抗することができる旨を定めている。

これは、施行日前に利用権に基づいて利用を行っている利用者は無数に存在し、その安定的な利用継続を確保する必要性が高い（仮に施行日前の利用権を対抗できない場合には、施行日以降に改めて利用許諾契約を締結し直す必要が生じる）ところ、利用権の対抗制度の導入が譲受人等に与え得る不利益の程度は小さいことなどを踏まえたものである。

（8）手数料の納付についての経過措置（附則第 9 条）

（手数料の納付についての経過措置）

第九条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）（第二条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「第二条改正前著作権法」という。）第七十条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。）が行った第二条改正前著作権法第六十七条第一項（第二条改正前著作権法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請及び第二条改正前著作権法第百六条のあっせんの申請に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十条第二項及び第一百七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に国又は独立行政法人（第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六条の政令で定める独立行政法人に限る。）が行った第二条改正前著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権法第七十八条第四項（第二条改正前著作権法第百四条において準用する場合を含む。）の請求に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による改正後のプログラム登録特例法（次条において「新プログラム登録特例法」という。）第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、手数料の納付についての経過措置を定めるものである。

改正法においては、各種手続の際に申請者等が納付しなければならない手数料に関して、国及び独立行政法人に対する免除規定の見直しを行っているところ、改正法の施行前に申請等を行った者については、施行前の秩序に則って手数料を徴収しないことが適当である。そのため、施行前に行われた①法第 67 条第 1 項（第 103 条において準用する場合を含む。）の裁定の申請、②法第 106 条のあっせんの申請、③法第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 76 条の 2 第 1 項又は第 77 条の登録の申請、④法第 78 条第 4 項（第 104 条において準用する場合を含む。）に係る手数料の納付については、なお従前の例による（納付を要しない）旨を定めている（なお、第 1 項では独立行政法人にのみ関わる手続を、第 2 項では国及び独立行政法人の双方に関わる手続を分けて規定している）。

（9）プログラム登録特例法第 26 条についての読替え（附則第 10 条）

（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）

第十条 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新プログラム登録特例法第二十六条の規定の適用については、同条中「第四条第一項又は著作権法」とあるのは「著作権法」と、「第四条第三項又は同法」とあるのは「同法」とする。

本条は、新プログラム登録特例法第 26 条について、一定期間に限った技術的な読替えを定めるものである。

新プログラム登録特例法第 26 条では、民間法人である指定登録機関がプログラム登録に関して、①改正法により新設する同一性の証明に関する事務（新プログラム登録特例法第 4 条第 1 項）又は②著作権登録原簿の謄本等の交付等に関する事務（著作権法第 78 条第 4 項）を行う場合には、国が申請する場合であっても手数料は免除されない旨を規定している。①については改正法附則第 1 条第 3 号において「公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日」から施行することとしているところ、令和 3 年 1 月 1 日からそれまでの間において、新プログラム登録特例法第 26 条が適切に適用されるよう、技術的な読替えを定めている。

(10) 罰則についての経過措置（附則第 11 条）

（罰則についての経過措置）

第十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本条は、罰則の適用についての経過措置を定めるものである。

改正法においては、権利制限規定の拡充（第 30 条の 2、第 42 条第 2 項）を行っているため、その施行によって権利侵害となる行為の範囲が縮小するところ、施行前に行った権利侵害行為が施行後において罰せられないこととなった場合には、過去に同一の行為で罰せられた者との公平性を欠くこととなるため、該当規定の施行日（令和 2 年 10 月 1 日）前にした行為に対しては、なお従前の罰則が適用されるようにしている。

(11) 経過措置の政令への委任（附則第 12 条）

（政令への委任）

第十二条 附則第八条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

本条は、経過措置の政令への委任について定めるものである。

改正法の施行に関して、改正法附則第 8 条～第 11 条に規定されていない経過措置を別途設ける必要が生じた場合に備え、政令で経過措置を定めることができる旨を規定している。

(12) 映画盗撮防止法の一部改正（附則第 13 条）

（映画の盗撮の防止に関する法律の一部改正）

第十三条 映画の盗撮の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、「第百十三條第三項」を「第百十三條第二項」に改める。

本条は、映画の盗撮の防止に関する法律について、技術的な規定の整備を行うものである。映画の盗撮の防止に関する法律は著作権法の特例法であり、第 4 条において、映画の盗撮については、①著作権法第 30 条第 1 項（私的使用のための複製）の規定を適用しない旨を規定するとともに、②著作権法第 119

条第1項の規定を読み替えて適用することで、私的使用のための行為であっても罰則を適用することとしているところ、②の読替規定に関し、今般の改正による条項ずれへの対応等を行っている。

(13) 著作権法の一部を改正する法律の一部改正（附則第14条）

附 則

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第一項（同法第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等特定侵害録音録画（同法第一百零九条第三項第一号に規定する有償著作物等特定侵害録音録画をいう。以下この項において同じ。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

~~3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項（新法第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「著作権法第三十条第一項（同法第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）」と、「新法第一百零九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは「録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。）であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）」とする。~~

（関係事業者の措置）

第八条 著作権法第一百零九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（運用上の配慮）

第九条 著作権法第一百零九条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネット

を利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

—(検討)—

~~第十条—新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。~~

本条は、著作権法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 43 号。以下「平成 24 年改正法」という。）の附則について、技術的な規定の整備を行うものである。

具体的には、平成 24 年改正法の附則のうち、違法にアップロードされた著作物等の録音・録画に係る罰則の運用に関して、①依然として効力を有する、附則第 7 条（国民に対する啓発等）、第 8 条（関係事業者の措置）及び第 9 条（運用上の配慮）について、今般の改正に伴う用語の整理や条項ずれへの対応を行うとともに、②既に役割を終えた、附則第 7 条第 3 項（施行日の前日までの読替え）及び第 10 条（施行後 1 年を目途としたフォローアップ）を削除している。